

令和6年度

鹿屋市重層的支援体制整備事業

実施マニュアル

鹿屋市保健福祉部

はじめに

これまでの社会保障制度では、各分野における典型的なリスクや課題を想定し、介護、障がい者福祉、児童福祉、生活困窮など属性別・対象者のリスク別の制度を発展させ、専門的な支援を充実させてきました。

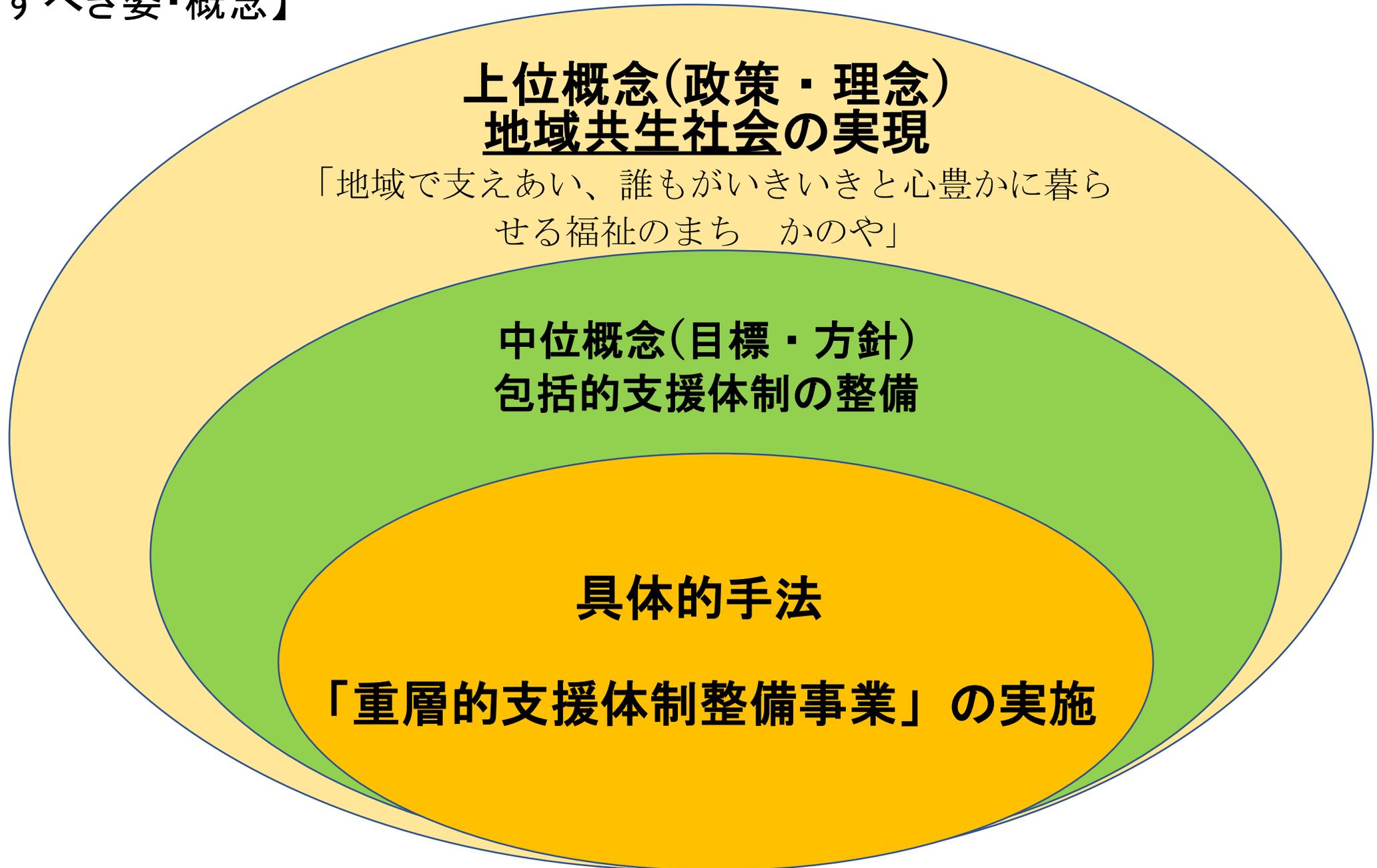
しかしながら、福祉の現場では、一つの世帯に複数の課題が存在している状態、具体的には、80代の親が50代の子どもの生活を支える8050問題や介護と育児のダブルケア、世帯全体が孤立している状態など、従来の支援体制ではケアしきれないケースが発生しており、必要な支援が届いていない現状があります。

そのような中、「**地域共生社会**」の実現を目的として、市町が創意工夫をもって「**包括的支援体制**」を円滑に構築・実践できる仕組みをつくるため、社会福祉法に基づき令和3年4月より実施されることになった新たな事業が重層的支援体制整備事業です。

同事業は、第2次鹿屋市地域福祉計画の基本理念である「**地域で支えあい、誰もがいきいきと心豊かに暮らせる福祉のまち かのや**」の実現を目指すため、市と社会福祉協議会、各種相談支援機関や地域の各種団体がこれまで以上に連携を深め、実施していくものであり、本市でも「**対象者の世代や属性を問わない相談支援**」、**「社会参加支援**」、**「地域づくりに向けた支援**」を一体的に行うため、令和6（2024）年度から「**鹿屋市重層的支援体制整備事業**」を実施します。

そのため関係機関による事業の理解及び事業の円滑な実施に資するため、「**鹿屋市重層的支援体制整備事業実施マニュアル**」を作成します。

【目指すべき姿・概念】



事業導入の背景・目標と実施事業

重層的支援体制整備事業の創設（社会福祉法の改正）

●改正社会福祉法の概要

項 目	内 容
包括的相談支援事業 （社会福祉法第106条の4第2項第1号）	<ul style="list-style-type: none"> ○属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ○支援機関のネットワークで対応する ○複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業 （社会福祉法第106条の4第2項第2号）	<ul style="list-style-type: none"> ○社会とのつながりを作るための支援を行う ○利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ○本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業 （社会福祉法第106条の4第2項第3号）	<ul style="list-style-type: none"> ○世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ○交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ○地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 （社会福祉法第106条の4第2項第4号）	<ul style="list-style-type: none"> ○支援が届いていない人に支援を届ける ○会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける ○本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
多機関協働事業 （社会福祉法第106条の4第2項第5号）	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ○重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ○支援関係機関の役割分担を図る
重層的支援体制整備事業実施計画の策定 （社会福祉法第106条の5）	<ul style="list-style-type: none"> ○重層的支援体制整備事業を実施するとき実施計画を策定（努力義務） ○実施計画は地域福祉に関する計画との整合を図ることとする ○計画策定時は市民に公表する
支援会議の設置 （社会福祉法第106条の6）	<ul style="list-style-type: none"> ○本人からの同意が得られていない場合の支援に係る支援会議を組織する ○支援関係機関等へ課題を抱える市民の情報提供や課題解決への協力を求める

重層的支援体制整備事業に係る国の通知通達等及び県・市の実施要綱

項 目	内 容
国の通知通達等 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○令和5年度重層的支援体制整備事業交付金の交付について 【令和5年度重層的支援体制整備事業交付金交付要綱】 (令和5年10月23日 厚生労働事務次官通知) ○重層的支援体制整備事業の実施について 【重層的支援体制整備事業実施要綱】 (令和5年8月8日 厚生労働省社会・援護局長等通知) ○重層的支援体制整備事業等に関する質疑応答集 (令和5年3月31日 厚生労働省・援護局地域福祉課 地域共生社会推進室) ○「重層的支援体制整備事業に係る帳票類及び評価指標の手引きの策定について(通知)」の改正について (令和4年3月31日 厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知) ○支援会議の実施に関するガイドラインの策定について (令和3年3月29日 厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)
鹿児島県の要綱	<ul style="list-style-type: none"> ○鹿児島県重層的支援体制整備事業補助金交付要綱(令和6年4月1日告示)
鹿屋市の要綱	<ul style="list-style-type: none"> ○鹿屋市重層的支援体制整備事業実施要綱(令和6年4月1日告示) ○鹿屋市支援会議設置要綱(令和6年4月1日告示)

本市の福祉相談支援の現状と課題

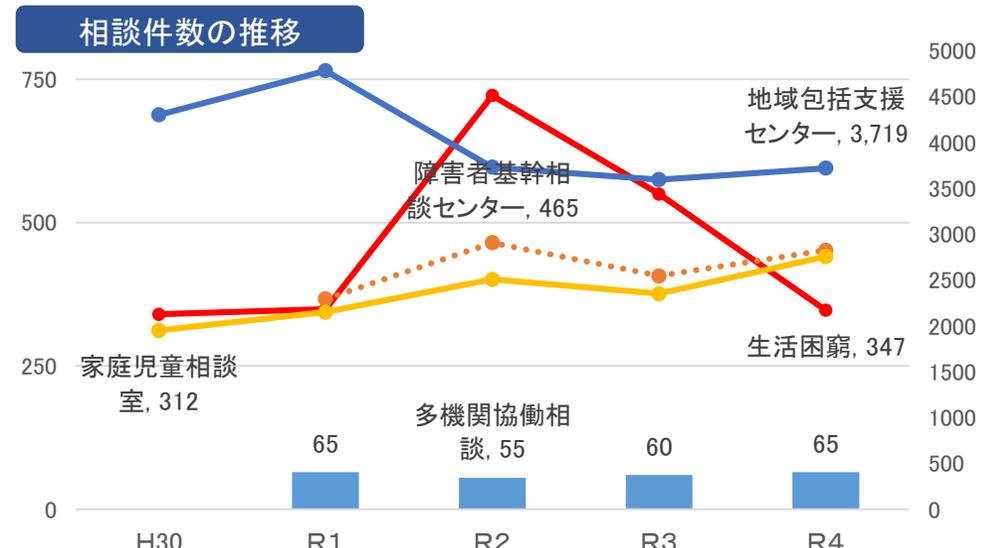
1. 家族関係の希薄化、未婚化の進行で家族機能が低下。血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」機能も脆弱化。（厚生労働省）
2. 高齢者など社会的な支援を要する人が増加。
3. 生活保護費や障害者福祉サービス給付費などの福祉の財政負担が増加するとともに、専門的で継続的な関わりを要する相談困難案件が増加。
4. 住民が抱える課題が複合化・複雑化するなか、従来の属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。（厚生労働省）
5. 行政が個人生活に関わる機会が拡大しているが、限界がある。

生活保護世帯の推移



R2以降再び増加に転じた。高齢者世帯が65%を占めるが、精神障害等で社会から孤立した若年層が増加している。

相談件数の推移



子ども関連の相談が増加。生活困窮はコロナ禍でR2に急増した。多機関協働は、社会的孤立者の相談を拾っていない可能性がある。

本市のこれまでの包括的支援体制構築への取組

本市はこれまで、国のモデル事業や重層的支援体制整備事業移行準備事業を活用し、包括的支援体制の構築に向けて取り組んでまいりました。

年 度	事 業 名	備 考
平成30年度	我が事丸ごと地域づくり推進事業 (地域力強化推進事業)	モデル事業
平成31年度 (令和元年度)	地域共生社会の実現のための包括的支援体制構築事業 (地域力強化推進事業＋多機関協同事業)	
令和2年度		
令和3年度	みんなで支えあう地域づくり事業 (重層的支援体制整備事業移行準備事業)	3か年上限の 移行準備事業
令和4年度		
令和5年度		

※具体的な取り組み内容については参考資料参照

重層的支援体制整備事業の最終目標と支援の柱

最終
目標

行政・住民・関係機関等の多様な主体が我が事として参画し、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者等を世代・属性を問わず支える「地域で支えあい、誰もがいきいきと心豊かに暮らせる福祉のまち かのや」（地域共生社会）づくり。

支援
の柱

	3つの柱	現 状	課 題
①	対象者の世代や属性を問わない相談支援	各課・各支援機関で取り組んでおり、複合化・複雑化した相談には連携して対応するなど、「断らない」、「必要な支援につなげる」相談体制は概ね実現できている。	<ul style="list-style-type: none"> 潜在的な課題を見極めるアセスメントの強化 社会的孤立者等に対する専用相談窓口の設定と周知
②	社会参加支援	社会的孤立者や地域とのつながりの回復を要する相談者に対する支援体制がない。	<ul style="list-style-type: none"> アウトリーチ支援を通じた継続的支援や社会参加を促す事業の実施が必要
③	地域づくりに向けた支援	保健福祉部や地域活力推進課など各課において個々で取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> 社会的孤立者に対する継続的支援者の確保 地域の互助機能が低下するなか、一層の健康づくりや支え合い活動の育成

重層的支援体制整備事業実施による期待される効果

	3つの柱	効 果	内 容
①	対象者の世代や属性を問わない相談支援	各相談支援機関間の連携がより緊密に図れる。	複合化・複雑化した課題等に対し、各相談支援機関が相談できる体制を構築することにより、相談支援機関間の連携がより緊密に図れるようになる。
②	社会参加支援	相談しても解決しないというあきらめ感が払拭される。	相談者の状況等に応じた個別の支援が進むため、相談だけで終わらずに具体的に支援につながるができるようになる。
③	地域づくりに向けた支援	地域で孤立する人が減少し困難事例の発生を予防できる。	地域で人と人とのつながりが強くなり、個人や世帯が抱える困りごとに対する地域住民の気づきが生まれやすくなり、周囲の人が課題を抱える本人や世帯に気づき、「相談支援」へ早期につなげることができる。

当面の基本理念

重層的支援体制の構築

当面の基本目標

- ①重層的相談案件の課題解決
- ②地域づくりに向けた支援のあり方の検討

当面の基本方針

重層的支援体制整備事業の円滑な推進

- ①重層的支援会議(又は支援会議)の実施(毎月1~2回程度)
- ②社会的孤立者等の居場所づくり(最低1か所)

想定される支援者対象者及び本市の支援事例

支援対象者	本市の支援事例
8050世帯	<p>(事例) 認知症疑いのある80代の母親と、無職で精神疾患のある50代の息子</p> <p>(主な支援) 母親の病院受診や介護保険サービスの利用支援、息子の病院受診や障害福祉サービスの利用支援、障害年金申請による経済的安定</p>
ダブルケア世帯	<p>(事例) 母子世帯で、母親の介護と子育てを同時に行う世帯</p> <p>(主な支援) 子どもの療育検査や福祉サービスの利用支援、母親の病院受診や介護保険サービスの利用支援、本人への継続的な面談やケア</p>
社会的孤立者	<p>(事例) 地域や支援機関からの関わりを拒み、ひきこもり状態にある50代独居女性</p> <p>(主な支援) 民生委員や町内会長と同行訪問し、地域とのつながりを再構築</p>
ヤングケアラー	<p>(事例) 障がいを持つ母親と小学生の母子2人世帯。母親に日常生活上の支援が必要で、子どもは心配のため学校に行けない状態。</p> <p>(主な支援) 母親に障害福祉サービスを充実させ、子どもはフリースクールへの繋ぎを行い、現在は学校へ通学できている。</p>

重層的支援体制整備事業の必須事業と本市の実施事業

重層的支援体制		必須事業	対象	本市の事業名	事業の概要	所管課
包括的相談支援事業 第1号 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、複雑化・複合化した事例は重層的支援コーディネーターにつなぐ。	地域包括支援センターの運営（イ）	高齢者	地域包括支援センター事業	○高齢者や家族の総合相談業務 ○高齢者の権利擁護業務 等	高齢福祉課	
	障害者相談支援（ロ）	障がい者	障がい者基幹相談支援センター事業	○肝属地区障がい者基幹相談支援センターによる障がい者に対する多様な相談支援	福祉政策課	
	利用者支援事業（ハ）	子ども	こども家庭センター事業	○こども家庭センターの設置（R6.4～） ○全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対する相談支援業務	こども家庭課	
地域づくり支援事業 第3号 住民同士のケア・支え合う関係性を育み、他事業と相まって社会的孤立の発生・深刻化の防止（要支援者の受入）をめざす。	自立相談支援事業（ニ）	困窮者	生活困窮者自立支援事業	○就労相談員、家計改善支援員の配置 ○就労、住宅確保、一時生活支援等の支援	福祉政策課	
	一般介護予防のうち大臣が認めたもの（イ）	高齢者	地域介護予防活動支援事業	○在宅福祉アドバイザーの配置 ○元気度アップ・ポイント事業 ○高齢者サロン・運動サロン育成等の事業	高齢福祉課	
	生活支援体制整備（ロ）	高齢者	生活支援体制整備事業	○生活支援コーディネーターの配置 ○地域の支え合い環境づくり、地域資源の創出	高齢福祉課	
	地域活動支援センター（ハ）	障がい者	地域活動支援センター事業	○障がい者の社会参画支援	福祉政策課	
	地域子育て支援拠点（ニ）	子ども	地域子育て支援拠点事業	○子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ○子育て等に関する相談、援助の実施	子育て支援課	
	生活困窮者支援等のための地域づくり事業（-）	全部	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	○地域福祉協議会等の地域サービスの組織を育成 ○身寄りのない人等の権利擁護事業	福祉政策課	
	多機関協働（第5号）支援プラン作成（第6号）		多機関協働事業	○複合化・複雑化した問題の相談集約 ○重層的支援会議の開催・支援プランの作成 ○各相談支援機関の調整・役割分担業務	福祉政策課	
アウトリーチ等を通じた継続的支援（第4号）	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業		○ひきこもりなど、支援が行き届いていない人に対する信頼関係の構築に向けた支援	福祉政策課		
多機関協働事業等 課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。	参加支援事業（第2号）		参加支援事業	○地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援	福祉政策課	

本市の重層的支援体制整備事業の体系イメージ

本市の重層的支援体制整備事業は「包括的相談支援事業」と「地域づくり支援事業」を市直営事業である「多機関協働事業」及び鹿屋市社会福祉協議会が実施する「アウトリーチを通じた継続的支援事業等」が連携して支える体系とします。

包括的相談支援事業

- 関係機関による相談・支援
 - ・地域包括支援センターの運営
 - ・障がい者基幹相談支援センター事業
 - ・こども家庭センター事業
 - ・生活困窮者自立相談支援事業

地域づくり支援事業

- 地域共生社会づくりのための地域資源の開発支援
 - ・地域介護予防活動支援事業
 - ・生活支援体制整備事業
 - ・地域活動支援センター事業(障がい者の自立支援)
 - ・地域子育て支援拠点事業(子育て交流プラザ等)
 - ・生活困窮者支援等のための地域づくり事業 等

- ・アウトリーチを通じた継続的支援事業
- ・参加支援事業

多機関協働事業

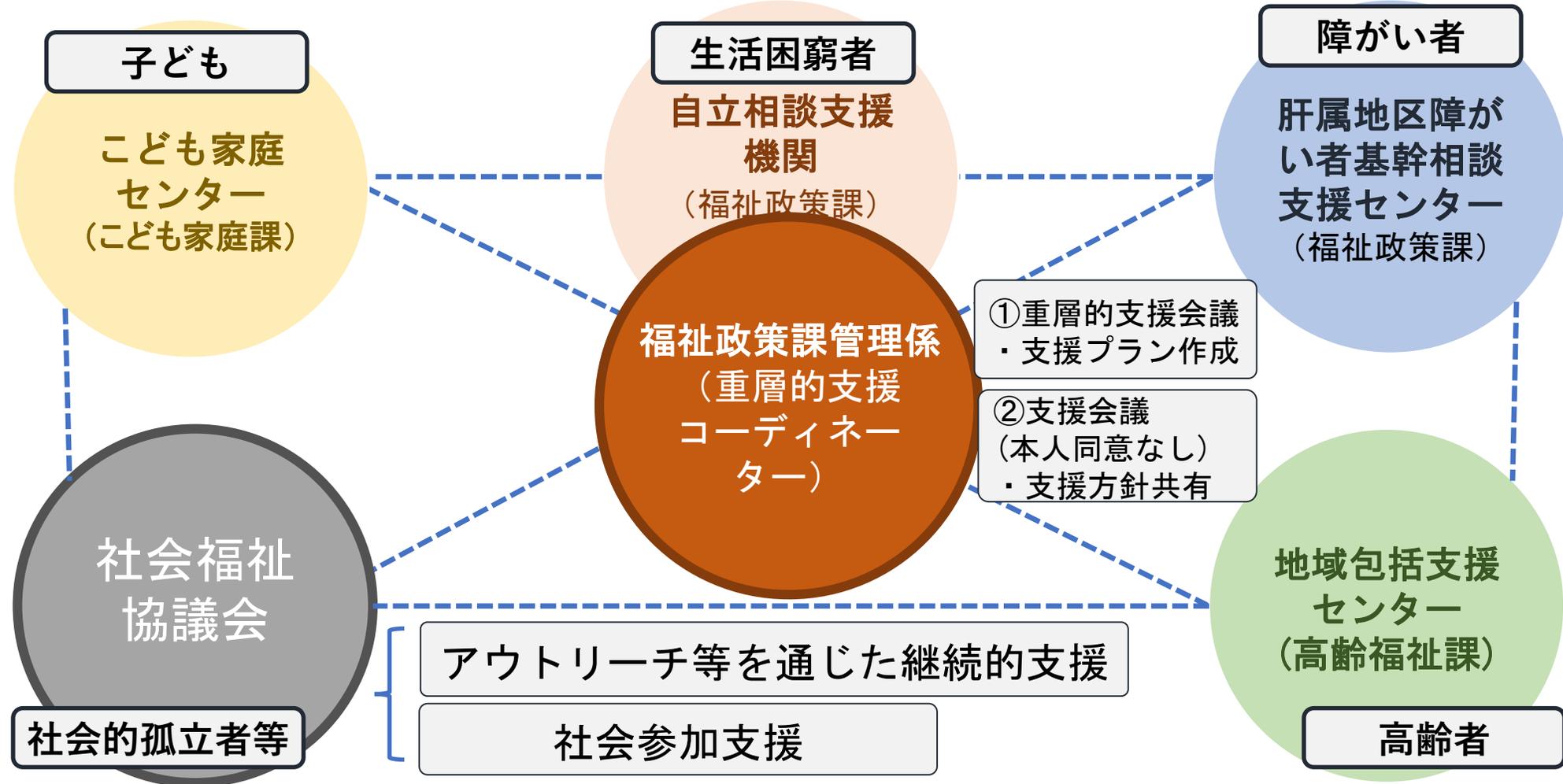
○包括的相談支援事業及び地域づくり支援事業の総合調整

- ・重層的課題に対する重層的コーディネーターの配置
- ・重層的支援会議の開催、支援プランの作成
- ・支援会議(社会福祉法第106条の6)の設置、運営
- ・地域づくり支援活動 等

包括的相談支援事業

本市の包括的相談支援体制

- 各相談支援機関が全ての相談案件に応じ、関係機関と連携して対応。（多極分散型）
- 複合化・複雑化した案件は、**重層的支援コーディネーター**（福祉政策課管理係に配置）で課題整理。
- 地域とのつながりの回復を要する案件（社会的孤立者等）は、あらたに社会福祉協議会を相談支援機関とし、アウトリーチ等を通じた継続的支援・社会参加支援を行う。



1. 概要

各相談支援機関が提供した複合化・複雑化した案件の解決に向けて、アセスメント、関係支援機関との連絡調整、重層的支援会議の開催及び支援プランの作成、支援会議の進行管理等を担う。

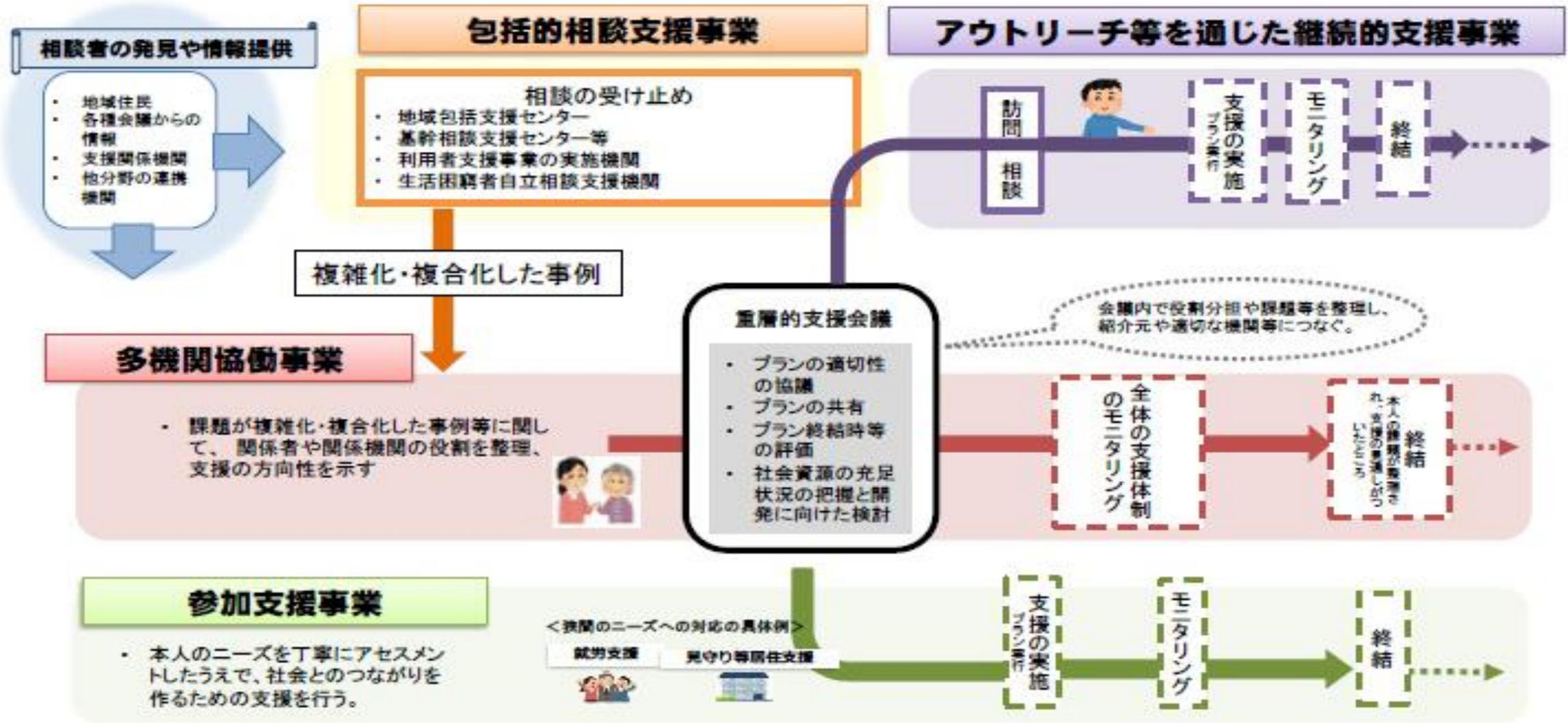
2. 人員配置

福祉政策課 2 人（兼任 1 人・専任 1 人）

3. 所掌事務

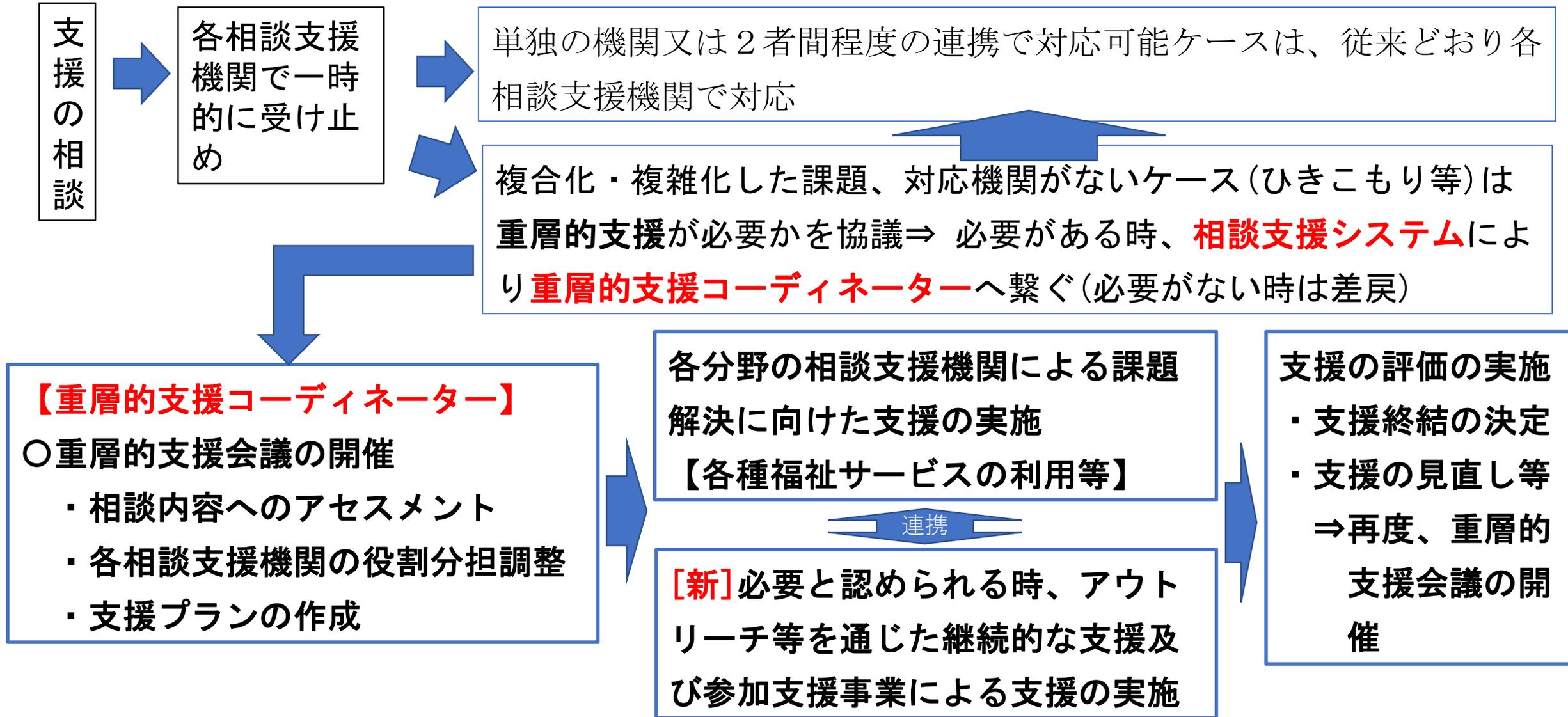
- ① 各相談支援機関の連絡調整会議
- ② 多機関連携による相談案件の情報収集、進行確認
- ③ 複合化・複雑化した個別案件への対応
 - a. 主訴を所管する相談支援機関との連携によるアセスメント
 - b. 関係機関との連絡調整
 - c. 重層的支援会議の開催及び支援プランの作成
 - d. 支援会議の開催
 - e. 支援の進行管理
- ④ 各相談支援機関の困難案件の点検、振り返り、アセスメント
- ⑤ 要支援者の受入を担う地域資源に関する社会福祉協議会との連絡調整

国が提唱する重層的支援体制整備事業における包括相談支援体制



※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。
 ※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

本市の基本的な重層的支援会議による支援の流れ



※支援会議による対応の場合は、重層的支援会議の支援の流れに準ずる。

【補足】支援会議と重層的支援会議の違いと罰則規定

- 社会福祉法第106条の6で新たに規定された「支援会議」と重層的支援体制整備事業で必置とされている「重層的支援会議」には機能の違いがあります。
- 本市の「重層的支援コーディネーター」は「支援会議」及び「重層的支援会議」の両会議の調整及び実施の業務を担います。

会議名	対象者	支援方法	支援の流れ						
支援会議	本人の同意が得られていないケース (社会的孤立者、支援拒否者等)	情報の共有や日常生活を営むための支援の検討・見守り等の必要な体制の構築等	地域住民等からの通報・相談	相談支援機関等による要支援者の確認	重層的支援コーディネーターへの報告	重層的支援コーディネーターによる支援会議実施の検討・実施の決定	支援会議の実施	情報共有や支援方針の協議	相談支援機関による支援の検討や見守り体制の構築等
重層的支援会議	本人の同意が得られているケース (相談支援機関への相談者等)	支援機関の役割分担・支援の方向性の共有を行い、支援プランを作成し支援を実施	要支援者等からの支援相談	相談支援機関等による支援相談内容の確認	重層的支援コーディネーターへの報告	重層的支援コーディネーターによる重層的支援会議実施の検討・決定	重層的支援会議の実施	支援プランの協議・策定	相談支援機関等による支援の開始

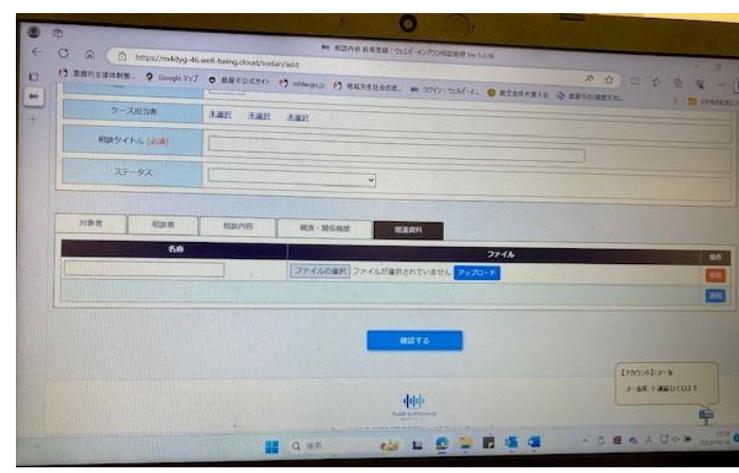
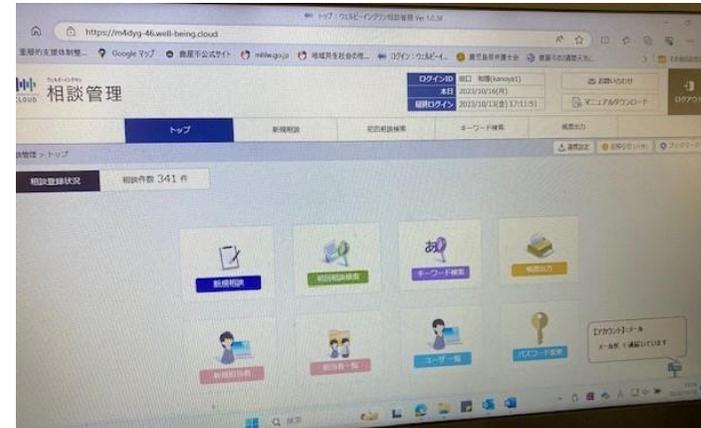
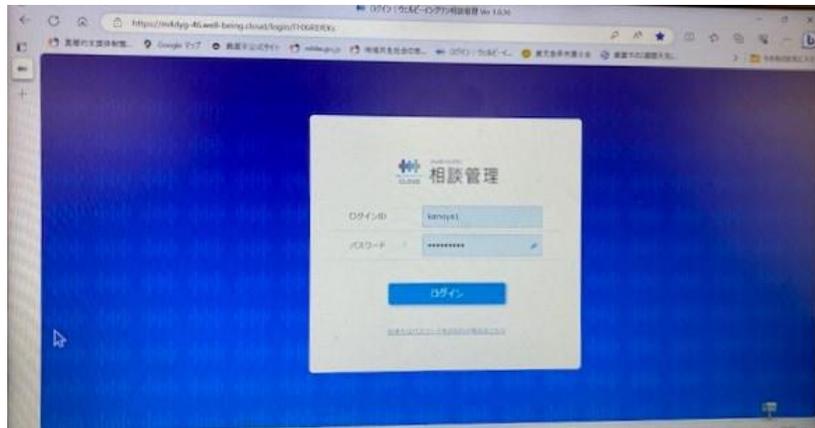
【重要】秘密漏洩に関する罰則規定（社会福祉法第159条）

「支援会議」・「重層的支援会議」により知りえた秘密を漏らした時には「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」に処せられます。

重層的支援会議等におけるクラウド型相談支援システムの活用

本市の支援会議及び重層的支援会議はクラウド型の相談管理システムを活用し要支援世帯の情報を共有します。

各相談支援機関はそれぞれの相談記録等のデータを当該システム保存し、重層的コーディネーターが提出されたデータを整理していきます。



重層的支援会議に係る各種様式一覧

様式番号	様式名	記載内容等
重層会議様式 1	重層的支援会議開催通知	会議内容を記載した開催通知
重層会議様式 2	重層的支援会議会次第	会議の構成機関等を記載した会次第
重層会議様式 3	世帯支援プラン検討シート	会議時の支援検討シート
重層会議様式 4	会議報告シート	会議後の関係機関内の情報共有シート
重層会議様式 5	世帯支援プランシート	会議後の支援プランシート

※支援会議による対応の場合は、必要に応じて重層会議様式を準用することとする。

※上記以外の重層的支援会議に必要な相談受付シート・相談内容へのアセスメントシート・支援内容の評価シートはクラウド型相談管理システムを活用します。

重層的支援会議に係る各種様式（3～4）

（重層会議様式4）

会議報告シート

（重層会議様式3）

A 氏世帯支援プラン検討シート

年 月 日 () : ~ 内

氏名	目標	検討内容	当面の取組事項	役割分担
A 氏			空欄	空欄
B 氏			空欄	空欄
C 氏			空欄	空欄
	危機介入		空欄	空欄
	その他		空欄	空欄

所 属		氏 名	
日 時	年 月 日 () : ~ :	場 所	
目 的	〇〇世帯重層的支援会議		
報告事項			
参加者	機 関 人		
	分野	機関名	出席者
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			

1 重層的支援会議について

- ・鹿屋市では、1つの世帯に複数の課題が絡むケースを対象とし、各支援機関が対象者個人や対象課題だけではなく世帯全体を1つの単位としてチーム支援ができる重層的支援体制整備事業に取り組んでいる。本会議は、事業対象世帯として世帯に同意を取った上で各機関が共通の情報・支援計画のもとチーム支援を行う目的で開催するもの。

2 参加機関紹介、現状及び課題の共有

- ・関係機関から事前に聞き取った現状の共通認識を図る。（別添資料「〇〇世帯家族構成図」参照）

3 当面の支援方針や役割分担について

- ・現状及び課題から項目別に参加機関で検討し、当面の支援方針や役割分担を決定した（別添資料「〇〇世帯重層的支援会議資料【世帯支援プランシート】」参照）

重層的支援会議に係る各種様式（5）

（重層会議様式5）

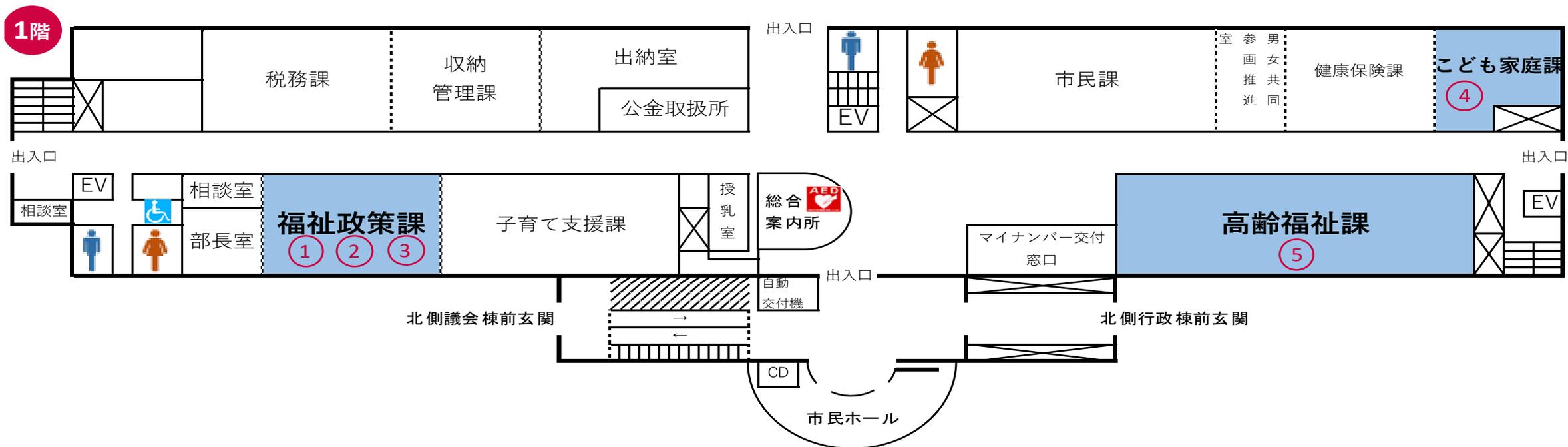
A氏世帯支援プランシート

年 月 日（ ） : ~ 内

	目標	検討内容	重層的支援会議結果 （当面の取組事項）	重層的支援会議結果 （役割分担）
A氏				
B氏				
C氏				
	危機介入			
	その他			

鹿屋市役所の相談支援窓口

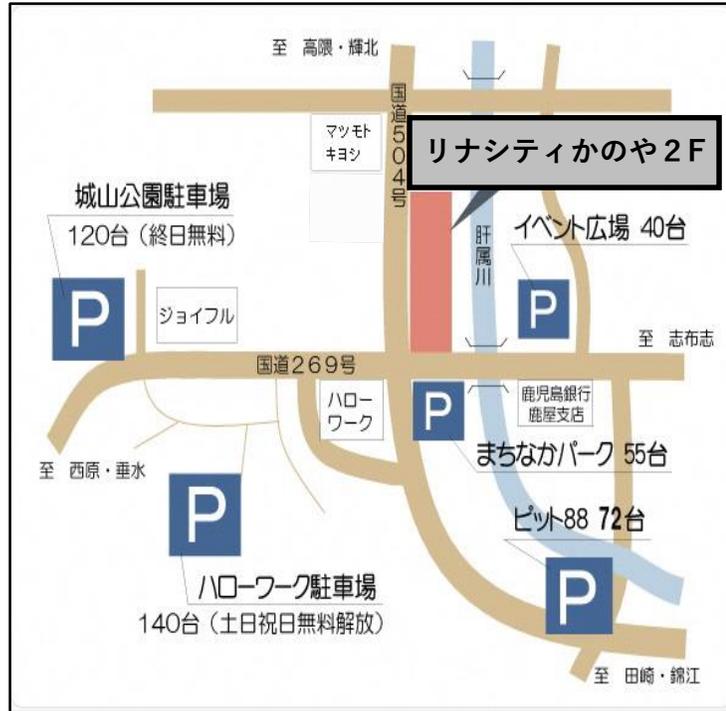
鹿屋市役所本庁 1階館内図



課名	番号	対応窓口	相談内容	電話番号	Emailアドレス
福祉政策課	①	多機関協働窓口	複合化・複雑化した課題に関する相談	0994-31-1113	jyuusou@city.kanoya.lg.jp
	②	生活困窮者自立支援窓口	生活困窮者に関する各種相談	0994-31-1113	hukushi@city.kanoya.lg.jp
	③	障がい者総合相談窓口	各種障がい者福祉サービスに関する相談	0994-45-4526	hukushi@city.kanoya.lg.jp
子ども家庭課	④	子ども総合相談窓口	児童虐待・妊娠・出産・育児等に関する各種相談	0994-35-1061	kodomokatei@city.kanoya.lg.jp
高齢福祉課	⑤	高齢者総合相談窓口	介護保険サービス等に関する相談	0994-31-1116	kourei@city.kanoya.lg.jp

主な相談支援機関

① 鹿屋市社会福祉協議会



② 鹿屋市地域包括支援センター



③ 肝属地区障がい者基幹相談支援センター

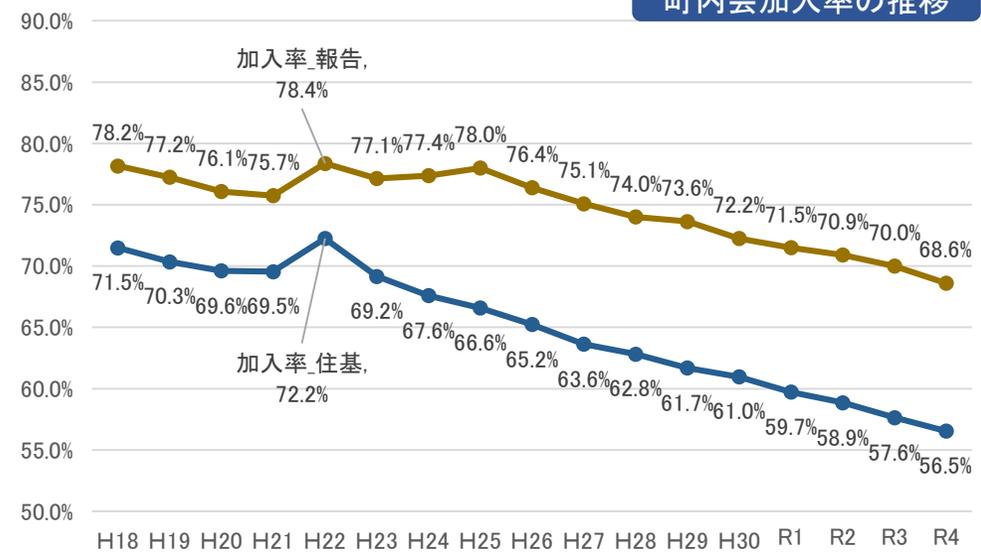


相談支援機関名	対応窓口	住所	電話番号	E-mailアドレス
① 鹿屋市社会福祉協議会	福祉の総合相談窓口 (社会的孤立者や他に属さない要支援者等を含む)	〒893-0012 鹿屋市大手町1-1 (リナシティかのや2F)	0994-44-2277	chiiki1@kanoyasyakyou.jp
② 地域包括支援センター	高齢者の総合相談支援窓口	〒893-1103 鹿屋市吾平町麓56-4 (吾平町鉄道資料館跡)	0994-45-6969	kanoya-houkatsu@arrow.ocn.ne.jp
③ 肝属地区障がい者 基幹相談支援センター	障がい者の総合相談支援窓口	〒893-0006 鹿屋市向江町29-2 (鹿屋市社会福社会館1F)	0994-35-4801	kimotsuki-kan@kanoyasyakyou.jp

地域づくり支援事業

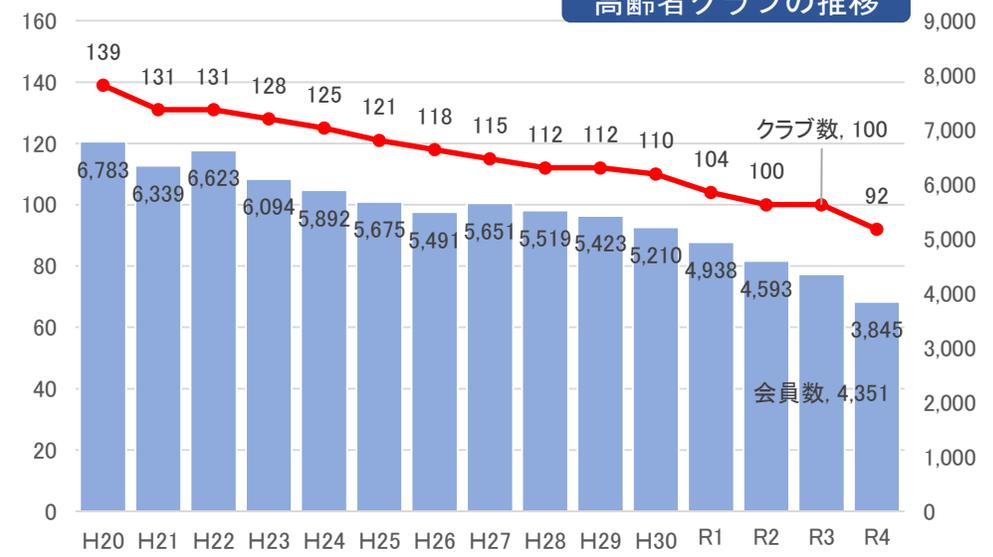
本市の地域づくりの現状と課題（1）

町内会加入率の推移



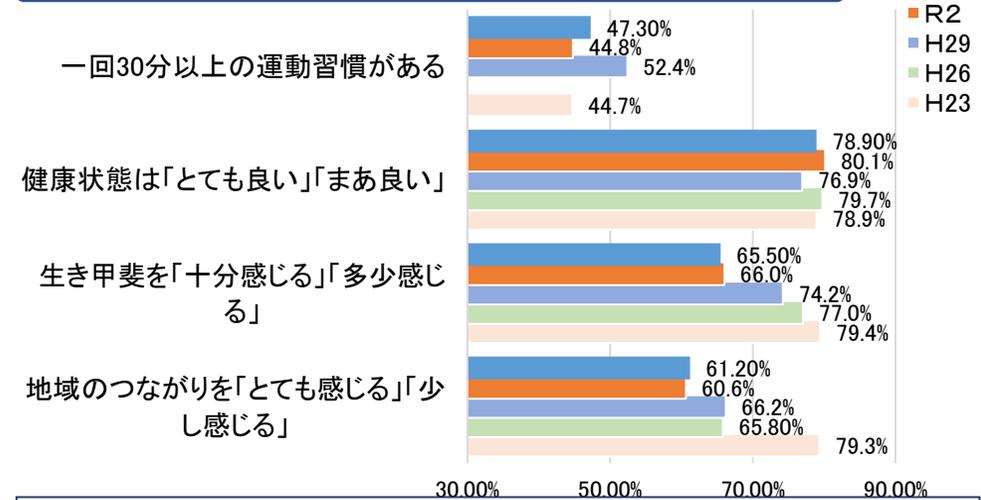
加入率の低下に歯止めがかからない。

高齢者クラブの推移



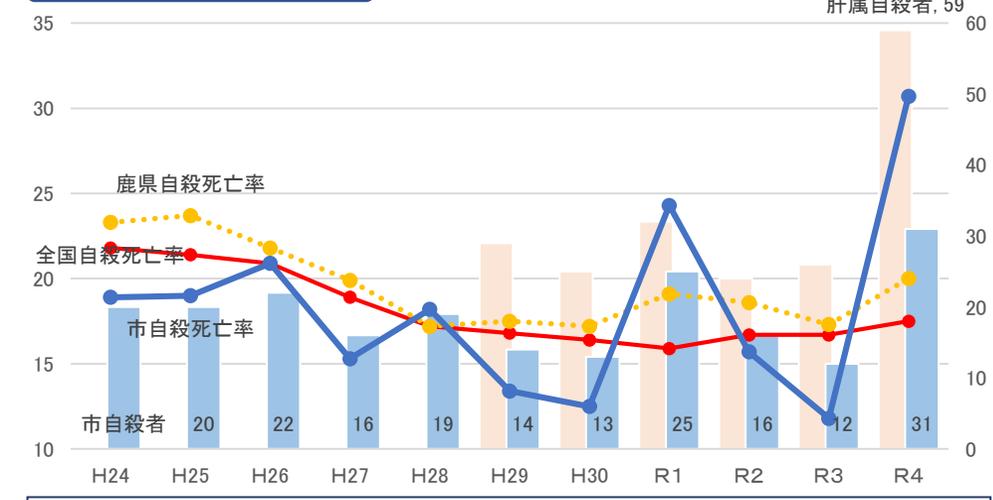
クラブ数、会員数の低下に歯止めがかからない。

一般高齢者の状況（介護予防日常生活圏域ニーズ調査）



子育ての助け合いは改善しているが、支援がない人も少なくない。

自殺者数と自殺死亡率



R4に急増。年度で増減があるが、コロナ禍による孤立化が影響。

本市の地域づくりの現状と課題（2）

1. 町内会や高齢者クラブ等は会員が減少し、コロナ禍で地域活動も停滞。これらが担ってきた友愛訪問、清掃奉仕、地域見守り、教養学習、スポーツ活動、他世代交流、伝承・地域文化、行政代替などの支え合い機能が低下。
2. 職場の人間関係の希薄化等により、若い世代も交流機会が減少し地域活動への参画が進まない。（結婚の機会にもつながりにくい。）
3. 介護は認定率が改善しつつあるが、重度化する人が依然として多い。健康づくりや病気の早期発見・早期治療に地域で取り組む機運づくりが必要。また、地域単位の健康づくり活動は、支え合い活動の基盤となる。
4. 全世代で市民の孤立化が進み、地域の互助力が加速度的に低下するなか、支え合い活動を担う人材の育成に（特に若い世代）集中的に取り組む必要がある。



① 人口減少対策ビジョン「未来につながる持続可能な地域づくり」地域経営へのチャレンジ

- a. 多様な市民団体が支え合う仕組みづくり：人材の掘り起こしや育成、団体間の連携促進、地域活動を補完するデジタル技術の活用への支援等
- b. 地域経営を支える総合支所等の機能の見直し：地域の実情に応じた支援体制の整備
- c. 複数の機関が連携した困り事解決の仕組みづくり：各分野の支援機関と連携した支援体制

② 第2次鹿屋市地域福祉計画基本理念

「地域でともに支え合い、誰もがいきいきと心豊かに暮らせる福祉のまち」重層的支援体制の整備を規定

- 1 重層的支援体制整備事業に位置付けられている各事業を活用しつつ、地域の人と人との「つながり」を強化し、個人や世帯が抱える課題に対し、地域住民の「気づき」を生まれやすくすることで、周囲の人が課題を抱える本人に「声かけ」をし、早期の相談支援につなげていく。

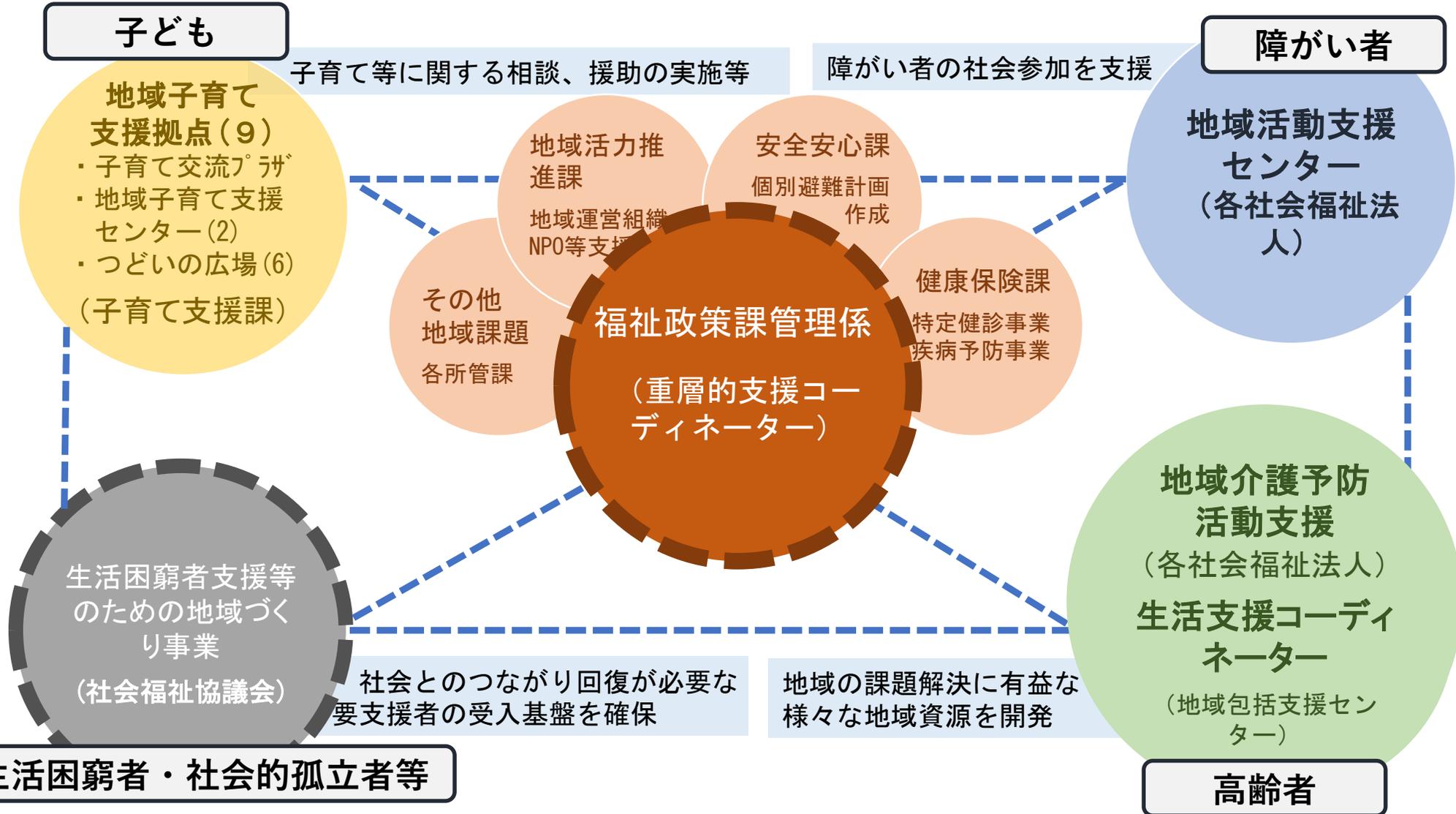


- 2 社会復帰できない、いわゆる「社会的孤立者」を受け入れる体制づくりに努める。



本市の地域づくり支援体制

- 重層的支援コーディネーターが地域づくり関係機関との連絡調整役を担います。
- 鹿屋市社会福祉協議会が実施する生活困窮者等のための地域づくり事業と連携し、地域づくりを推進する。



重層的支援体制整備事業の 推進体制及び実施計画

重層的支援体制整備事業の推進体制

目的

本市の重層的支援体制整備事業を円滑に推進するため「重層的支援体制整備事業調整会議」を設置する。

統括

保健福祉部福祉政策課長（以下「議長」）

構成

所管部署	担当者	所管の相談支援機関等
福祉政策課	重層的支援コーディネーター（主担当）・障がい者総合相談支援担当・生活困窮者自立支援担当 等	障がい者基幹相談支援センター・生活困窮者自立支援機関
こども家庭課	子ども総合担当・母子保健担当 等	こども家庭センター
子育て支援課	地域子育て拠点支援担当	子育て交流プラザ 等
高齢福祉課	高齢者総合相談担当・生活支援体制整備事業担当 等	地域包括支援センター
社会福祉協議会	アウトリーチを通じた継続的支援担当・社会参加支援担当・生活困窮者支援等のための地域づくり担当 等	
その他	健康増進課・健康保険課・地域活力推進課・安全安心課・建築住宅課・学校教育課等（議長が必要があると認めた時）	

会議

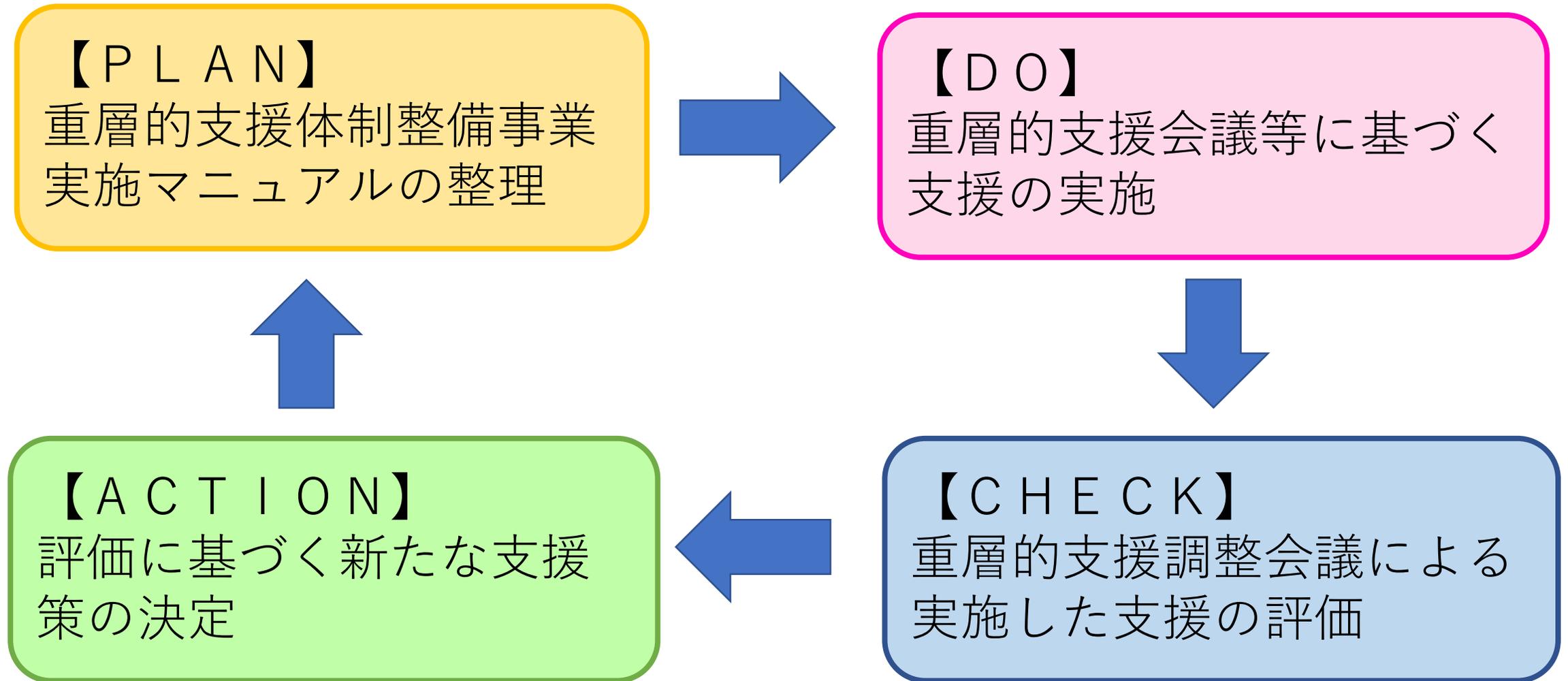
議長が必要があると認めた時、招集し開催する。（年2～3回実施を想定）

所掌事務

- ・重層的支援体制整備事業の各支援の点検
- ・重層的支援体制整備事業の支援の評価に関すること
- ・重層的支援体制整備事業実施計画策定の意見聴取 等

重層的支援体制整備事業実施マニュアルのPDCAサイクルに基づく改定・運用

重層的支援体制整備事業の円滑な推進のため、重層的支援体制整備事業実施マニュアルをPDCAサイクルに基づき適宜改定し、運用します。



○計画の策定

本事業の実施に当たっては、実施計画を策定することが規定されています。（社会福祉法第106条の5）

本市は、当面の間「重層的支援体制整備事業実施マニュアル」に基づき事業を推進し、当該実施マニュアルを毎年度見直すことにより「重層的支援体制整備事業実施計画」の策定に結び付けていきます。

最終的には、本市の福祉事業の最上位計画である「鹿屋市地域福祉計画」に包含し、地域福祉に関する個別計画である鹿屋市高齢者保健福祉計画・鹿屋市介護保険事業計画、鹿屋市子ども・子育て支援事業計画、鹿屋市障がい者基本計画・鹿屋市障がい(児)福祉計画、鹿屋市健康づくり計画等との整合を図ってまいります。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
重層的支援体制整備事業 実施マニュアル	策定				
第2次鹿屋市地域福祉計画					

評価・改善

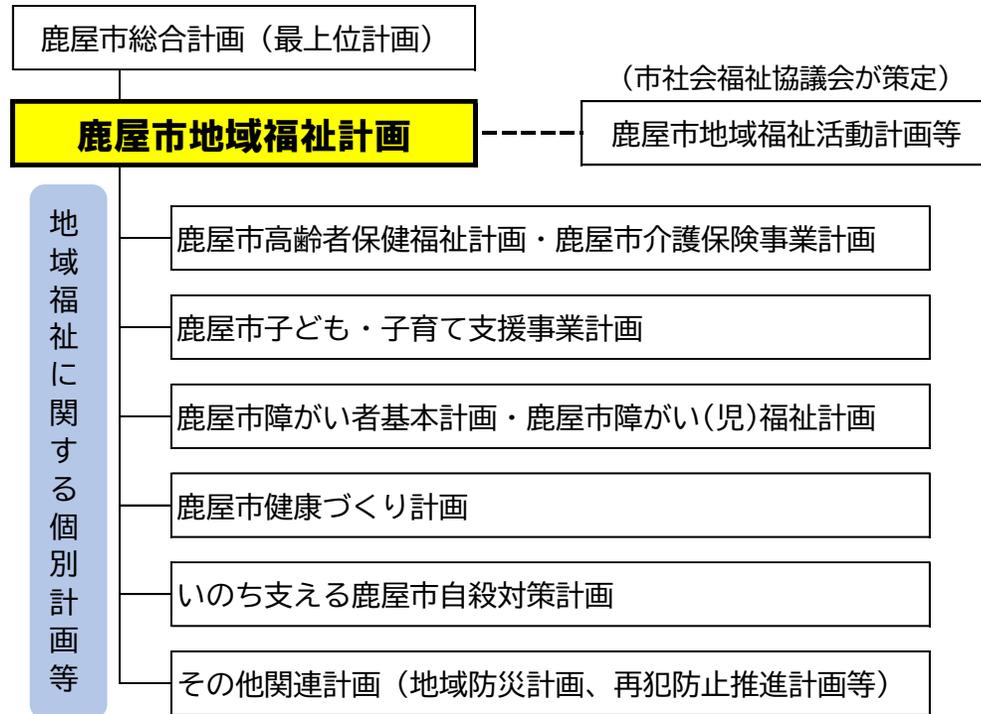
評価・改善

評価・改善

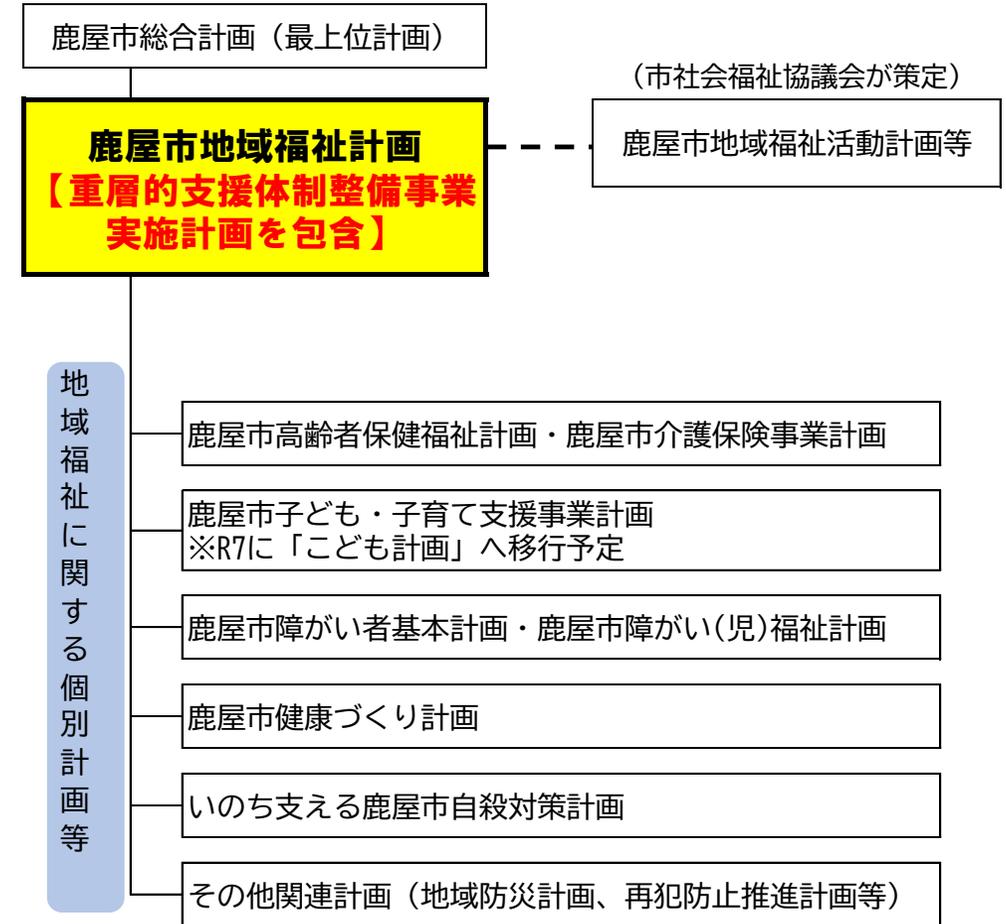
評価・改善

鹿屋市地域福祉計画と重層的支援体制整備事業実施計画

現行



将来図



各個別事業の事業内容等

【事業内容】

鹿屋市地域包括支援センター等において、以下の業務を行う。

事業名	内 容
第1号介護予防支援事業 (費用：介護予防・日常生活支援総合事業)	要支援者等の状態に合った適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業（ケアプラン作成）
総合相談支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域におけるネットワークの構築 ・ 高齢者や家族の状況等についての実態把握 ・ 初期段階の相談対応、継続的・専門的な相談支援 ・ 家族介護者への相談支援 ・ 地域共生社会の観点に立った包括的な支援
権利擁護業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度の活用促進、消費者被害の防止 ・ 老人福祉施設等への措置の支援 ・ 高齢者虐待への対応 ・ 困難事例への対応 ・ 消費者被害の防止
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における連携・協働の体制づくり ・ 介護支援専門員に対する支援 （日常的個別指導・支援困難事例等への指導・助言）

地域包括支援センターの運営

(1) 第1号介護予防支援事業

項目	内容
アセスメント（課題分析）	利用者宅を訪問して本人との面接による聞き取りを行う。利用者や家族と信頼関係の構築に努める。
ケアプラン原案作成	生活の質の向上を目指すものとして、利用者が、自分の目標として意識できるように設定する。また、家族や地域住民による支援、住民主体の活動等も積極的に位置付け、本人の自立支援を支えるケアプラン原案を本人と共に作成する。
自立支援型地域ケア個別会議への参加	自立支援型地域ケア個別会議で挙げた意見、助言等を踏まえ、ケアプランの原案について、必要な修正等を適宜行う。
サービス担当者会議の開催	利用者や家族の生活及びその課題の共通理解を図り、課題、生活機能向上の目標、支援の方針、支援計画等を協議する。ケアプランに位置付けられた事業者等の役割を相互に理解する。
モニタリング	定められた時期に利用者宅を訪問し面接する。必要に応じて計画の見直しを行う。
評価	利用者宅を訪問して、プランの実施状況を踏まえて目標の達成状況を評価し、新たな目標の設定や、利用するサービスの見直し等、今後の方針を決定する。

(2) 総合相談支援業務

項目		内容
地域におけるネットワークの構築及び実態把握		総合相談の実施に当たって必要となるネットワークを構築し、隠れた問題やニーズを発見し早期対応できるよう地域の高齢者の状況の実態把握を行うとともに、日常的に地域において地域包括支援センターの役割等を周知し、情報が寄せられやすい体制を構築する。
総合相談支援	初期段階の相談対応	的確な状況把握等を行い、専門的・継続的な関与又は緊急の対応の必要性を判断する。
	継続的・専門的な相談支援	専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合は、より詳細な情報収集を行い、個別の支援計画を策定し、適切なサービスや制度につなぐ。
家族介護者に対する相談支援		相談援助・支援、介護に関する情報や知識・技術の提供、家族介護者同士の支え合いの場の確保、家族介護者に関する周囲の理解促進等を行う。
地域共生社会の観点に立った包括的な支援の実施		複合的な課題については、各種支援機関と連携しながら支援を行う。相談等を通じて解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合は、必要に応じて適切な関係機関につなぐ。

地域包括支援センターの運営

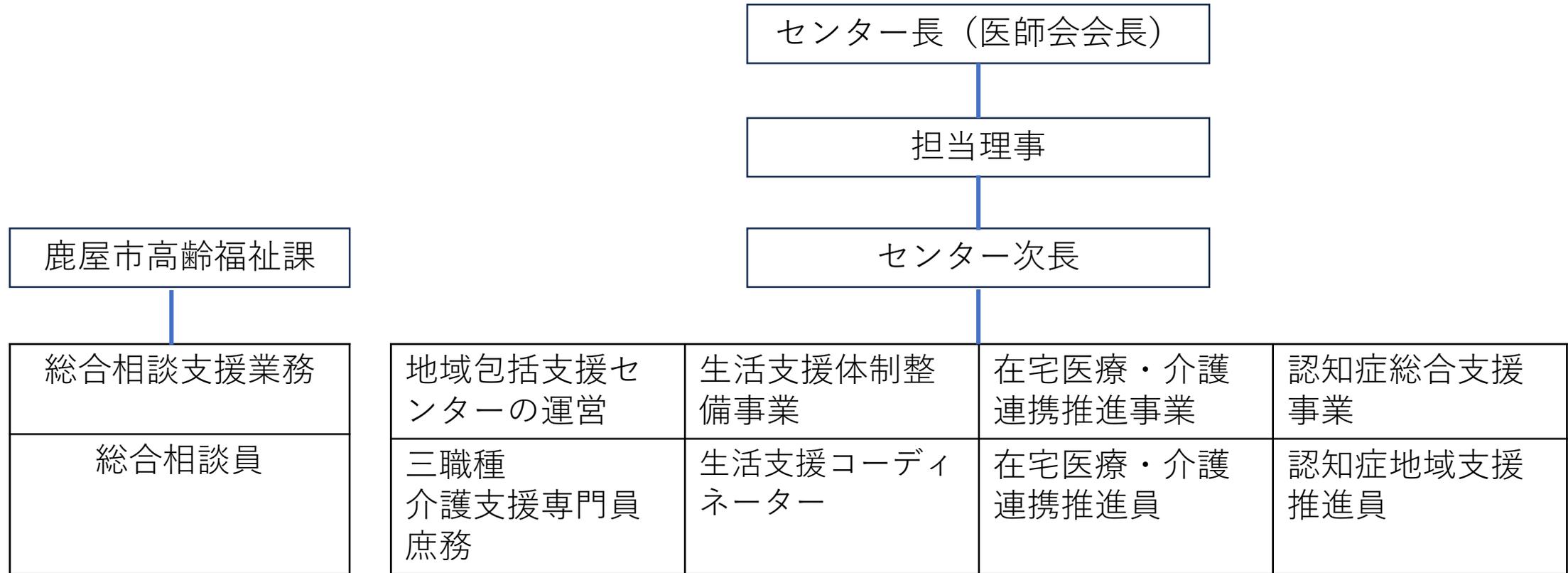
(3) 権利擁護業務

項目	内容
成年後見制度の活用促進	高齢者の判断能力等を把握した結果、成年後見制度利用の必要性を判断したときは、高齢者の親族に対して、制度の説明や申立てに当たっての関係機関の紹介などを行う。 申立てを行うことができる親族がない場合や、親族があっても申立てを行えない特段の理由があるときは、速やかに市に事前に相談し、市長申立てにつなげる。
老人福祉施設等への措置の支援	虐待等の場合で、老人福祉法に基づく措置が必要であると判断したときは、必要な支援を行う。
高齢者虐待への対応	高齢者に対する虐待を発見又は通報を受けたときは、法令、マニュアル等に基づき、市と連携し適切に対応する。
困難事例への対応	高齢者に重層的に課題が存在している場合、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合は、地域包括支援センターに配置されている専門職が相互に連携するとともに、地域包括支援センター全体で対応を検討する。
消費者被害の防止	消費生活センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員等に必要な情報提供を行う。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

項目	内容
包括的・継続的なケア体制とネットワークの構築	<p>地域の介護支援専門員や指定居宅介護支援事業所と顔の見える関係づくりに努め、日常的に円滑な業務が実施できるよう多職種協働による地域包括支援ネットワークづくりを行う。</p> <p>地域の介護支援専門員が、介護保険サービス以外の様々な地域資源を活用できるよう、地域資源リストを提供するなど、地域の連携・協力体制を整備する。</p>
介護支援専門員の実践力向上のための日常的支援	<p>介護支援専門員を対象とした個別相談会の開催や、ケアプラン作成やサービス担当者会議の開催支援等、専門的な見地からの助言及び相談支援を行う。</p> <p>また、関係機関と連携し、地域の介護支援専門員のニーズや課題に合わせた事例検討会及び地域の多様な関係者との意見交換会を開催する。</p>
自立支援や困難事例に対する指導・助言	<p>地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例については、各専門職や地域関係者等と連携しながら具体的な支援方針を検討する。地域包括支援センター主催の地域ケア個別会議を積極的に活用し、地域の多様な関係者が協働し、高齢者の生活を地域全体で支援することができるよう支援する。</p>

【事業推進体制】



【事業内容】

肝属地区障がい者基幹相談支援センターにより、以下の業務を行う。

- (1) 総合的・専門的な相談支援の実施
- (2) 地域の相談支援体制の強化の取組
- (3) 地域移行・地域定着の促進の取組
- (4) 権利擁護・虐待の防止
- (5) 重層的支援体制整備事業を通じた包括的支援体制構築への参画の取組

【相談支援体制】

項目	内容
名称	肝属地区障がい者基幹相談支援センター
場所	鹿屋市向江町29番2号（鹿屋市社会福祉会館）
開館時間	月～金：8時30分から17時15分まで　土：電話相談・予約のみ対応 ※携帯電話所持による常時連絡体制あり
休館日	日曜日、祝日、年末（12月29日から翌1月3日まで）
人員体制	センター長（市職員出向）、相談員
	主な国家資格等（所持者数：重複有） 社会福祉士(2) 精神保健福祉士(2) 介護福祉士(3) 保育士(1) 相談支援専門員(4)

利用者支援事業①（こども家庭センター）

新設される**こども家庭センター**において、以下の2業務を行う。

【事業内容】

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所、在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行う。

（1）子どもの家庭支援全般に係る業務

項目	内容
実情の把握	関係機関等から必要な情報を収集、地域全体の社会資源の情報等の把握
情報の提供	福祉に関する資源や支援等に関する情報の提供
相談等への対応	一般的な子育てに関する相談、養育困難な状況や子どもの虐待等に関する相談、妊娠期から子どもの自立に至るまでの子ども家庭等に関する相談全般
総合調整	個々のニーズ、家庭の状況等に応じた支援内容なサービスの調整、関係機関との連携

利用者支援事業①（こども家庭センター）

(2) 要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務

項目	内容
相談・通告の受理	問題の内容など必要な状況を把握
受理会議	継続的な関与が必要なケースなどについて協議を行い、当面の方針や調査の範囲等を決定する。
調査	関係機関等に協力を求め、家庭環境、家庭とその支援体制の状況や地域との関係等必要な調査を行う。
アセスメント	家庭、子ども、保護者、妊婦、親子関係、地域との関係及び支援等の評価を行い、子どもの心身の安全に関する緊急度とリスク及び子どもと家庭のニーズを的確に把握する。
支援計画の作成	必要に応じた関係機関等との連携を行い、子どもの権利を守るための支援方針や支援の内容を具体的に実施していくための支援計画を作成する。
支援及び指導等	支援計画に基づき、電話、面接等による助言指導や継続的な支援、関係機関と役割分担して行う支援、在宅支援サービス等を活用した支援など
児童記録票の作成	ケースの概要や支援過程が理解できるよう、相談を受理した子どもごとに児童記録票を作成し、管理・保管する。
支援の終結	相談を終結する場合は、その理由を明確にし、記録に残しておく。 要保護児童地域福祉協議会の実務者会議を通じて関係機関に報告する。

利用者支援事業①（こども家庭センター）

（3）関係機関との連絡調整

項目	内容
要保護児童対策地域協議会の活用	実務者会議等を通じて、要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等に関する情報の交換及び共有や支援内容の協議等を行う協議会を構成する関係団体等との連絡調整を密に行う。
児童相談所との連携・協働	個々のケースの状況等により、役割分担・連携を図りつつ、常に協働して支援を行う。
他関係機関、各種協議会等との連携	関係機関、各種協議会との連携の確保

【相談支援体制】

○家庭児童相談員 ○児童虐待対応強化支援員 ※女性相談支援員

利用者支援事業①（こども家庭センター）

【主な様式】

サポートプラン(児童福祉)		(乳幼児・学齢児童等)	
○○さんのすこやかな育ちをご家族と一緒に私たちもサポートをしたい と思います。 そのため、○○さんの希望が叶うよう、この「サポートプラン」を使いなが ら、○○さんやご家族と一緒に考え、お手伝いをいたします。		子どもID	
		作成日	年 月 日
こどもの名前		こどもの状況	
保護者の名前(続柄)			
	こども	保護者	
気になること			
希望すること			
こども・保護者・支援者 が一緒に解決を目指し ていくこと			
	今すぐ取り組むこと	なりたい将来のすがた	
目標	(短期的目標)	(中・長期的目標)	
こどもがすること			
ご家族がすること			
支援者がお手伝いでき ること			
今後利用するサポート・ 事業、頻度・時期			
関係機関 担当者	関係機関名: 実施内容:	関係機関名: 実施内容:	
その他 ()			
サポートプランの見直し時期: 年 月 日(予定)			
担当: 鹿屋市こども家庭センター ○○○○ 連絡先: 0994-35-1061			
切れ目のない支援のため、関係機関とプラン内容を共有することについて同意します。 (保護者署名) _____ (日付) 年 月 日			

【利用できるサポート・事業】			
内容	おすすめの事業	鹿屋市の子どもや保護者のサポート・事業	
		保護者	こども
生活の状況や環境を整えたい 衣食住の提供・現物給付 ×ケースワーク		<input type="checkbox"/> 公営住宅 <input type="checkbox"/> 就労支援 <input type="checkbox"/> 高等職業訓練促進給付金 <input type="checkbox"/> 各種手当 ()	<input type="checkbox"/> 子ども食堂
家事・育児負担を減らしたい 家事支援		<input type="checkbox"/> ファミリーサポート	
一息つく時間を作りたい レスパイト		<input type="checkbox"/> ショートステイ <input type="checkbox"/> 一時預かり事業	<input type="checkbox"/> こどもの居場所
集って交流したい 通所型サービス		<input type="checkbox"/> 地域子育て支援拠点 (つどいの広場)	<input type="checkbox"/> 放課後児童クラブ <input type="checkbox"/> 子ども食堂
勉強したい 養育力の向上		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 教育支援センター <input type="checkbox"/> 寺子屋事業
まずは話したい 相談援助		<input type="checkbox"/> 相談窓口 () <input type="checkbox"/> 利用者支援事業	<input type="checkbox"/> 相談窓口 () <input type="checkbox"/> スクールソーシャルワーカー
次回お会いした際に、 右のようなことを一緒に 考えたいと思います			
		○○さんのご希望は叶いましたか	
		○○ができた、変わりがない、悪く なったことに思い当たる理由があり ますか	
※振り返りを踏まえて、1枚目のような内容の見直しを一緒に考えましょう			

サポートプラン(児童福祉)		(妊婦版)	
○○さんのすこやかな育ちをご家族と一緒に私たちもサポートをしてい きたいと思います。 そのため、○○さんの希望が叶うよう、この「サポートプラン」を使いなが ら、○○さんやご家族と一緒に考え、お手伝いをいたします。		子どもID	
		作成日	年 月 日
お母さんの名前		赤ちゃんの状況	
ご家族の名前(続柄)			
	お母さん	ご家族	
気になること			
希望すること			
お母さん・ご家族・支援 者が一緒に解決を目指 していくこと			
	今すぐ取り組むこと	なりたい将来のすがた	
目標	(短期的目標)	(中・長期的目標)	
お母さんがすること			
ご家族がすること			
支援者がお手伝いでき ること			
今後利用するサポート・ 事業、頻度・時期			
関係機関 担当者	関係機関名: 実施内容:	関係機関名: 実施内容:	
その他 ()			
サポートプランの見直し時期: 年 月 日(予定)			
担当: 鹿屋市こども家庭センター ○○○○ 連絡先: 0994-35-1061			
切れ目のない支援のため、関係機関とプラン内容を共有することについて同意します。 (お母さん本人署名) _____ (日付) 年 月 日			

利用者支援事業②（こども家庭センター）

【事業内容】

[開設場所] 鹿屋市役所 こども家庭課(本庁1階)

[開設時間] 市役所開庁時間

月曜から金曜 午前8時30分から午後5時（ただし、祝日及び、年末年始は休館）

[具体的な業務内容]

- (1) 全妊婦に対する母子健康手帳交付及び交付時相談・保健指導(伴走型相談支援)
- (2) 妊娠・出産・育児に関する各種相談(訪問・電話等)による情報提供、助言、保健指導(伴走型相談支援)
- (3) ハイリスク母子等に対する関係機関等への連絡・調整・ハイリスク支援会議の開催等
- (4) ハイリスク母子等に対するサポートプラン作成および評価・見直し
- (5) 妊娠・出産・子育てに係る地域子育て資源のモニタリング及び育成、開発等
- (6) その他妊娠・出産・子育てに係る業務

【相談支援体制】

- こども家庭センター統括支援員（保健師）
- 専門支援員（会計年度任用職員保健師・会計年度任用職員助産師）
- 支援困難対応専門支援員（会計年度任用職員心理職）
- 市職員（保健師、事務職員）
- 事務補助
- ※伴走型相談支援事業 専門支援員（助産師）
- ※その他、随時、保健相談センター配置専門職員（保健師、管理栄養士、理学療法士・歯科衛生士等）で対応

利用者支援事業②（こども家庭センター事業）

【主な様式】

管理区分	担当者
ハイリスク母子支援計画表	
【支援対象者】	
フリガナ	
氏名	本児 生年月日 第 子 男児 母子管理番号
家族	母親 生年月日 父親 生年月日
	第二子 生年月日
【ケース概要と支援計画】	
《現状》	
《問題点》	
《目標》	
《計画》	支援開始 H年月日～ (スケジュール)
《評価時期》	
《評価方法》 子育て支援課との連絡会	
【支援関係機関】	【公的支援の有無】
行政(福祉政策課・子育て支援課・健康増進課) 福祉関係(社会福祉協議会)	手帳(養育・身障) 年金(有・無) 生保(有・無)
医療機関()	サービス(日常生活用具・ヘルパー・訪問看護)
その他()	

管理区分	担当者			
ハイリスク母子支援計画表				
【支援対象者】				
フリガナ				
氏名	第 子 生年月日			
【健康増進課】				
保健サービス	児月齢	時期	チェック	備考
新生児訪問				
赤ちゃん訪問				
3か月健診				
7か月相談				
9～11か月健診				
【他関係機関】				
機関	頻度	備考		
子育て支援課	必要時			
福祉政策課	3か月に1回	生活保護受給による経済的な支援		
保育園	必要時	通園状況の確認、見の様子		
社会福祉協議会	必要時	生活困窮支援		
《評価結果》(継続支援 ・ 終了)				

子育て応援ガイド(産後・子育て期)		★「母子健康手帳」や「鹿屋市/パパ・ママ・子どもの便利帳」をご活用ください。	
時期	出産	1歳	2歳
乳幼児健診	1か月健診	3～4か月健診	7～8か月健診
産婦健診	2週間健診	1か月健診	1歳6か月健診
<input type="checkbox"/> 出産後に必要な手続きを行う、経済的な支援を受ける 【相談窓口】 市：市役所または総合支所 職：勤務先または各保険組合 H：ハローワーク 年：鹿屋年金事務所 保：保健所 セ：保健センター 社：社会福祉協議会 <input type="checkbox"/> 出生届(市) <input type="checkbox"/> 公的医療保険の加入(職) <input type="checkbox"/> 出産育児一時金(職) <input type="checkbox"/> 児童手当(市) <input type="checkbox"/> こども医療費助成(市) <input type="checkbox"/> 児童扶養手当(市) <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当(市) <input type="checkbox"/> ひとり親医療費助成(市) <input type="checkbox"/> 出産手当金(※)(ハ) <input type="checkbox"/> 産前・産後の国民年金保険料の免除(第1号被保険者の方)(※)(市また年) <input type="checkbox"/> 未熟児の養育医療給付制度(市またはセ) <input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療費助成金(市) <input type="checkbox"/> 自立支援医療(育成医療)(市) <input type="checkbox"/> 障害児福祉手当(市) <input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病医療(保) <input type="checkbox"/> 医療費控除(市)			
<input type="checkbox"/> 出産後の面談を受ける <input type="checkbox"/> こんには赤ちゃん訪問を受ける(生後2・4か月頃まで) 自分や家族ですること <input type="checkbox"/> 産後のケアや子育てのサポートを利用する <input type="checkbox"/> 予防接種を継続して受ける、かかりつけの小児科を決める <input type="checkbox"/> 地域の子育て講座や交流の場(地域子育て支援施設など)を利用する (利用できるサポート) <input type="checkbox"/> 子育て世代支援センター(すくすくルーム)(セ) <input type="checkbox"/> 妊産婦・新生児訪問、産後ケア事業(セ) <input type="checkbox"/> こんには赤ちゃん訪問(セ) <input type="checkbox"/> 母乳相談・母子相談(セ) <input type="checkbox"/> 離乳食教室(セ) <input type="checkbox"/> 各発達相談会(セ) <input type="checkbox"/> 子育て支援施設(子育て交流プラザ等)(市) <input type="checkbox"/> 児童センター(市) <input type="checkbox"/> 児童発達支援(療育)(市) <input type="checkbox"/> チャイルドシート無料貸出事業(市) <input type="checkbox"/> こごしま子育て支援サポート(市) <input type="checkbox"/> かわいい孫への贈り物事業(おむつ助成)(市) <input type="checkbox"/> 赤ちゃんの駅(市) <input type="checkbox"/> 休日保育(市) <input type="checkbox"/> 一時預かり(市) <input type="checkbox"/> 日中一時支援事業(市) <input type="checkbox"/> 病児保育(市) <input type="checkbox"/> 子どものショートステイ(市) <input type="checkbox"/> 児童家庭支援センター(市) <input type="checkbox"/> ファミリー・サポート・センター(社)			
お仕事復帰に向けての準備 <input type="checkbox"/> 出産後、慣らし保育期間などを踏まえて、勤務先復帰の時期を改めて検討する <input type="checkbox"/> 保育所の情報を集め、足を運んでみる・利用申込みをする <input type="checkbox"/> 育児休業給付金を申請する(原則、会社経由でお手続きとなります。) <input type="checkbox"/> 産前産後の社会保険料(健康保険・厚生年金)の免除を申し出る(原則、会社経由でお手続きとなります。) <input type="checkbox"/> 勤務先復帰に向けて家族で育児・家事の分担や働き方を話し合う <input type="checkbox"/> 夫婦それぞれが勤務先復帰後の働き方(短時間勤務や残業免除等)について会社と相談する <input type="checkbox"/> ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターサービス等の利用を検討する ※出産前に申請をすることも可能です。			

【事業内容】

自立相談支援機関により、以下の業務を行う。

(1) 包括的かつ継続的な相談支援

生活困窮者に対して広く相談を行うとともに、生活困窮者が抱える多様で複合的な課題を包括的に受け止め、その者の置かれている状況や本人の意思を十分に確認(以下「アセスメント」という。)した上で、支援の種類及び内容等を記載した自立支援計画(以下「プラン」という。)を策定する。また、プランに基づくさまざまな支援が始まった後も、それらの効果を適切に評価・確認しながら、本人の状況に応じた適切な就労支援も含め、本人の自立までを包括的・継続的に支えていく。

(2) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者の早期把握や見守りを行うため、関係機関・関係者のネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、生活困窮者の社会参加や就労の場を広げていく。さらに、生活困窮者の支援にあたっては、既存の社会資源を積極的に活用するとともに、社会資源が不足している場合は、新たに開発することに努める。

【相談支援体制】

- 主任相談支援員、相談支援員及び就労支援員による相談支援を通じて、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行う。
- また、生活困窮者の支援にあたっては、鹿屋市社会福祉協議会等と連携を図り、食糧支援等を実施する。

【事業内容及び事業体制】

地域介護予防活動支援事業実施主体により、以下の事業を実施する。

年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、市町村が介護予防に資すると判断する住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援する。

① 在宅福祉アドバイザー設置

《事業目的》

高齢者や障がい者など援護を必要とする人々に対し、声掛けや安否確認などを行い、地域における見守り体制を強化する。

《定員及び任期》

280人以内、3年以内

《活動内容》

要援護者に対する声掛け・安否確認、在宅福祉サービスに関する相談、助言及び情報提供、緊急を要する状況における民生委員や市への連絡、要援護者との交流

② 高齢者元気度アップ・ポイント事業

《事業目的》

高齢者が行う健康づくりや社会参加活動等の促進を図ることにより、介護予防及び心身の健康の保持・増進を図り、高齢者の自助・互助の意識を醸成するとともに地域における高齢者支援の担い手を育成し、もって高齢者福祉の向上に資することを目的とする。

《登録見込者数》

4,500人

《ポイントの付与対象となる活動》

(参加型)

- ・健康増進、介護予防、地域貢献学習に関する講演会、教室等への参加
- ・検診等又は人間ドック及び脳ドックの受診等

(ボランティア型)

- ・障害者支援施設等での補助的な活動等
- ・地域貢献・生活支援に関するボランティア活動等

③ 高齢者サロン等加入促進事業

《事業目的》

高齢者の社会的孤立感の解消、心身機能の向上等による健康増進及び介護予防の推進を図る。

《事業内容》

サロン等を行うグループの新規加入者等の活動実績に応じ助成金を支給する。

《対象団体見込数》

355団体

《支給額》

1グループ当たり上限5万円

- ・新規加入者等が前年度までに他のグループに属していない場合 1人につき4,000円
- ・既にグループに属する者が、他のグループに新規加入した場合 1人につき2,000円

④ 高齢者運動サロン育成事業

《事業目的》

高齢者個人の生活機能を維持するとともに、人と人がつながり支え合う地域づくりを支援する。

《育成事業を利用する団体見込数》

育成指導:20団体、フォロー指導:131団体、体験指導:20団体

《指導見込回数》

20団体×8回(=160回)、131団体×3回(=393回)、20団体×1回(=20回)

⑤ 介護予防活動支援教室事業

《事業目的》

高齢者の介護予防、認知症予防等に資する自主的な活動の定着を図り、住民主体の通いの場を育成する。

《教室事業の開催見込数》

身近な施設実施分10回×4箇所×3期(=120回)

事業者施設実施分12回×17期(=204回)

⑥ 住民主体による高齢者助け合い応援事業

《事業目的》

高齢者の生活支援、社会参加及び介護予防の推進を図ることを目的として行う活動に対し補助金を交付し、高齢者を地域で支える環境づくりを進める。

《対象団体見込数》

11団体(有償ボランティア団体、居場所づくり)

《補助月額》

補助1年目 月額11,000円

2年目 月額 8,000円

3年目以降 月額 7,000円

その他 賃借料加算(対象経費の1/2 月額10,000円上限)

地域課題チャレンジ加算(月額5,000円上限)

地域介護予防活動支援事業

【各様式】

要綱名	様式名
鹿屋市在宅福祉アドバイザー設置要綱	鹿屋市在宅福祉アドバイザー推薦書、鹿屋市在宅福祉アドバイザー辞職届出書、鹿屋市在宅福祉アドバイザー活動記録簿
鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント事業等実施要綱	鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント事業等指定申請書、鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント事業等指定（却下）決定通知書、鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント事業等指定取消通知書、鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント及び介護人材確保ポイント活用申出書、鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント及び介護人材確保ポイント活用申出伝達書
鹿屋市高齢者サロン等加入促進事業実施要綱	鹿屋市高齢者サロン等加入促進事業助成金交付申請書、新規加入者等活動実績報告書、鹿屋市高齢者サロン等加入促進事業助成金交付決定通知書
鹿屋市高齢者運動サロン育成事業実施要綱	鹿屋市高齢者運動サロン育成事業利用申請書、鹿屋市高齢者運動サロン育成事業利用（却下）決定通知書、鹿屋市高齢者運動サロン育成事業実施報告書
鹿屋市介護予防活動支援教室事業実施要綱	鹿屋市介護予防活動支援教室事業実施報告書
鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業補助金交付要綱	鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業補助金交付申請書、鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業計画書、鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業補助金収支予算書、鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業補助金交付決定通知書、鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業計画変更・中止承認申請書、鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業補助金変更交付決定通知書、鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業計画変更・中止承認通知書、鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業補助金実績報告書、鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業補助金収支決算書、鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業活動報告書、鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業補助金確定通知書

【事業内容及び事業推進体制】

鹿屋市地域包括支援センターにおいて、以下の事業を実施する。

項目	内容
生活支援コーディネーターの配置	<p>市区域に1名、日常生活圏域ごとに各1名（計7名）配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起 ②地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ ③関係者のネットワーク化 ④目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一 ⑤生活支援の担い手の養成やサービスの開発 ⑥ニーズとサービスのマッチング
協議体の設置運営	<p>生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が効果的な取組につながることから、生活支援コーディネーターと生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場を設置する。</p> <p>生活支援コーディネーターを補完し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進する。</p>

(1) 生活支援コーディネーターの配置(1/2)

項目	内容
<p>情報収集とネットワークの構築</p>	<p>町内会、サロン、地域福祉コーディネーター等と連携し、その活動への参加等により、地域課題や地域資源等の情報収集に取り組む。地域資源となる関係者と、多職種協働による地域包括支援ネットワークづくりに取り組むとともに、地域資源リストやマップの作成更新、公表を行う。</p>
<p>高齢者の社会参画のための周知啓発と支援</p>	<p>地域包括支援ネットワークを活用するほか、出前講座やセミナーの開催等を通じて、社会的孤立の防止や高齢者が地域で支え合う取組の必要性を啓発する。 シルバー人材センター、高齢者クラブ、町内会、サロン、ボランティア団体等と連携し、役割を持った形で高齢者がこれらの団体や活動に参画するよう必要な情報を収集・啓発するとともに、関係者間の情報共有、連携の体制づくりに取り組む。一般介護予防支援事業の活用や、社会福祉協議会との連携等により、担当圏域における新たなサロンの育成・支え合い活動の創出に努める。</p>

(1) 生活支援コーディネーターの配置(2/2)

項目	内容
<p>多様な主体による取組の コーディネートと地域資源 の開発</p>	<p>高齢者等からの相談、地域包括支援センターとの連携により、地域の支え合い（インフォーマルサービス）による支援を要すると認められるときは、三職種、認知症地域支援推進員、介護支援専門員等との連携を通して、支援を要する人のニーズと地域資源のマッチングを図り、必要な支援環境が整う体制づくりに関係者と一体となり取り組む。</p> <p>必要により地域ケア個別会議を活用し、支援を要する高齢者を支える地域資源が不足しているときは、協議体を活用するなどにより新しい地域資源の開発に努める。</p> <p>高齢者が気軽に集まる居場所づくり、有償ボランティアの育成、男性の社会参加促進等に取り組んでいることから、引き続き担当圏域において、ボランティアの育成に取り組むとともに、企業や団体等とも連携し個人の特性や希望に合った活動をコーディネートすることにより、役割があった形で高齢者の社会参加促進に努める。</p>

(2) 協議体の設置運営

項目	内容
第1層協議体	<p>第1層協議体の委員は、鹿屋市地域包括支援センター運営協議会の委員が兼ねるものとし、市全体の地域の支え合いを話し合う場として設置・運営する。</p>
第2層協議体	<p>第2層協議体は、生活支援コーディネーターが担当圏域において設置し運営する。第2層協議体は担当圏域の中学校区ごと又は地域の関係者の合意に応じた広域的な町内会区域ごとに開催することとし、福祉関係者、町内会関係者、その他必要と認める者に参加を依頼する。</p> <p>第2層協議体は、次の事項について報告又は協議し、情報の共有を図るほか、新たな地域資源の開発について、第1層協議体への提言を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集活動の実績（町内会の会合等への参加件数、ワークショップの開催数等） ・新たに収集した地域資源の情報（作成し更新した地域資源リストやマップ） ・周知啓発のためのセミナーや出前講座の開催数（会合等での講話含む） ・高齢者の社会参画のためのサロンなど地域資源の創出実績 ・マッチング支援の実績（相談件数、地域ケア個別会議数、新たに開発した有償ボランティア等の地域資源等） ・協議体の開催実績（第1層協議体への提案事項を含む）

【事業内容】

地域活動支援センターにより、以下の事業を実施する。

障がい者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を強化し、もって障がい者等の地域生活支援の促進を図る。

【利用予定事業所及び利用単価】

事業所名	基準単価	加算
・ひだまり (鹿児島市)	I型 2,100円	入浴400円 送迎600円 (片道)
・どりかむ (日置市)	I型 2,100円	入浴400円 送迎600円 (片道)

【センター利用の流れ】

利用申請 ⇒ 利用審査 ⇒ 利用サービス及び期間等の決定 ⇒
利用者への決定通知 ⇒ サービス利用開始

【事業概要】

子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化するなかで、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤立感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

【基本事業】

- ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- イ 子育て等に関する相談、援助の実施
- ウ 地域の子育て関連情報の提供
- エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施(月1回以上)

地域子育て拠点支援事業

【実施場所（9か所）】

実施場所	住所	開設日
子育て交流プラザ (あそV I V A !かのや)	鹿屋市札元1丁目8番7号 (県民健康プラザ健康増進センター内)	火曜日から日曜日 午前9時から午後4時まで
地域子育て支援センター (ふたばRCルーム)	鹿屋市上谷町11657番地12	月曜日から金曜日 午前9時30分から午後3時まで
地域子育て支援センター (わかば楽楽)	鹿屋市寿4丁目8番14号 (わかば保育園内)	月曜日から金曜日 午前9時30分から午後3時まで
つどいの広場 (ひよこ)	鹿屋市新川町114番地2 (東地区学習センター内)	月曜日、水曜日、金曜日(週3日間) 午前10時から午後4時まで
つどいの広場 (ふれあい)	鹿屋市串良町有里507番地1 (串良ふれあいセンター内)	月曜日、水曜日、金曜日(週3日間) 午前10時から午後4時まで
つどいの広場 (ひまわり)	鹿屋市西原2丁目2番3号 (西原地区学習センター内)	月曜日、水曜日、金曜日(週3日間) 午前10時から午後4時まで
つどいの広場 (バンビ)	鹿屋市川西町3603番地1 (田崎地区学習センター内)	月曜日、水曜日、金曜日(週3日間) 午前10時から午後4時まで
つどいの広場 (りな)	鹿屋市大手町1番1号 (リナシティかのや 福祉プラザ内)	月曜日から金曜日 午前10時から午後4時まで
つどいの広場 (太陽の丘)	鹿屋市今坂町12440番地6	火曜日から金曜日及び日曜日 午前9時から午後2時まで

地域子育て拠点支援事業

【主な様式】

●あそVIVA！かのや利用申請様式

鹿屋市子育て交流プラザ施設利用申請書

鹿屋市長 様

年 月 日

鹿屋市子育て交流プラザを使用したいので申請します。

(太枠の中を記入してください。)

申請日	年 月 日	利用証番号											
氏名 (ふりがな)		続柄	性別	(西暦) 生年月日									
申請者	()	本人											
世帯構成員	()												
世帯構成員	()												
世帯構成員	()												
世帯構成員	()												
世帯構成員	()												
世帯構成員	()												
住所	〒												
電話番号													
備考													
確認書類	運転免許証・保険証・マイナンバーカード・その他 ()												

<使用者の区分>

	使用できる者の範囲	区分
1	児童及びその家族	
2	妊娠中の者及びその者に同伴する者	
3	子育て支援に係る活動を行う者	
4	子育てに係る相談等を希望する者(1~3に掲げる者を除く。)	

注 太線の中だけ記入してください。

●つどいの広場利用申請様式

同意書

今年度のつどいの広場の利用及びイベント等に参加するに当たって、下記の注意事項を遵守することに同意します。なお、利用者の詳細事項については、市内各「つどいの広場」で共有してかまいません。

年 月 日

住所
氏名

(署名又は記名押印)

注意事項

- 1 つどいの広場の利用やイベント等の参加については、アドバイザー及び講師等の指示に従い、無謀な行為をしないこと。
- 2 子どもの体調や安全性のチェックに十分配慮をし、常に子どもの行動には、注意を払うこと。
- 3 けが、事故等については、主催者側は応急手当のみとし、各自で責任を持つこと。

利用者の詳細事項

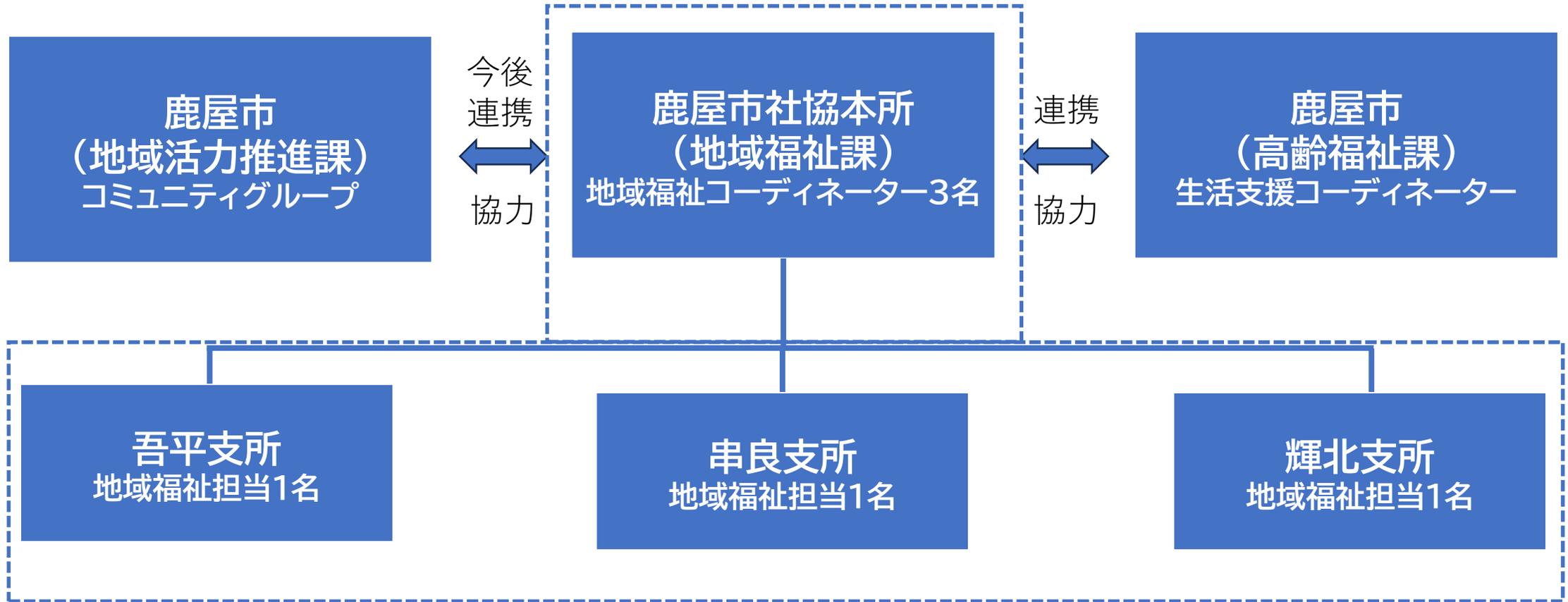
保護者	ふりがな			生 年 月 日
	氏 名			年 月 日
	住 所			
子ども	電話番号	固定電話	携帯	その他の連絡先
	ふりがな			
	名 前			
その他	生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	性 別	男・女	男・女	男・女
	ふりがな			生 年 月 日
その他	氏 名			年 月 日
	住 所			
	電話番号			利用内訳
「つどいの広場」を何で知りましたか。		・市のホームページ ・お友だち ・広報 ・チラシ ・その他 ()		
子育てで気になることや心配ことがありますか。				

【事業内容】

地域におけるつながりの中で、住民が持つ多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、地域住民のニーズ・生活課題の把握、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組みづくりを行うこと通じて、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉の推進を図るため、鹿屋市社会福祉協議会を中心に以下の業務を行う。鹿屋市社会福祉協議会において、以下の事業を実施する。

- ・町内会・コミュニティ協議会等を単位として、地域福祉協議会の設立支援
- ・地域福祉協議会の中でアンケート調査等を通じて地域課題を把握し解決を図る。
- ・社会福祉法人等と協働し、買い物弱者に対する支援事業を実施する。
- ・子ども食堂への支援を通じて、生活困窮者等への支援を実施する。
- ・子ども食堂ネットワーク連絡会の開催
- ・地域の見守り活動の組織化や研修会の開催
- ・地域の通いの場等の設立支援や研修会の開催
- ・多機関協働事業や包括的支援事業者と連携し生活困窮者等を含めた支援を一体的に実施する。

【事業推進体制】



- (1) 鹿屋市社協本所及び各支所の職員を対象に、月1回「地域福祉活動担当者会議」を開催し、社協内の地域福祉活動について情報共有を図る。
- (2) 本所（地域福祉課）の職員が「生活支援コーディネーター会議」に月1回参加し、生活支援体制整備事業との連携協力を図っている。
- (3) 今後、地域活力推進課（コミュニティグループ）と情報共有し、コミュニティ協議会等の推進状況を把握、必要に応じて連携協力していく。

生活困窮者支援等のための地域づくり事業

【主な様式】

地域福祉協議会を設立しよう！

社会福祉法人鹿屋市社会福祉協議会

鹿屋市社会福祉協議会では、地域で発生する様々な問題を地域の皆さまと一緒に考え、情報共有し、解決活動に結び付けるための「テーブルづくり(話し合いの場づくり)」として、町内会の区域ごとに「地域福祉協議会」の設立を進めています。

1 なぜ「地域福祉協議会」が必要か？

かつては、相互扶助や家族同士の助け合いなど、地域の人々が生活の様々な場面において、支え合う機能が存在しました。しかし、急速な高齢化や人口減少、核家族化などにより地域における支え合いの基盤が弱まっています。一方で行政や公的な制度では対応できない複雑な問題も数多く発生しています。これらの問題を解決するためには、行政に頼るだけでなく地域住民自らが地域の問題を「我が事」として捉え、解決活動に結び付けるいわゆる「地域力」が必要とされており、そのための基盤組織が「地域福祉協議会」です。

2 地域生活課題とは？

地域においては、住民が生活する上で様々な問題(地域生活課題)が発生します。

例えば…



このような地域生活課題について、把握するとともに関係者が共有し、地域で問題解決できるよう話し合う組織が「地域福祉協議会」です。

〇「地域福祉協議会」について

1 組織構成

地域の福祉関係者等(あくまで一例です)

- ①町内会役員
- ②民生委員・児童委員
- ③高齢者クラブ会員
- ④在宅福祉アドバイザー
- ⑤子ども会・育成会会員
- ⑥学校関係者
- ⑦駐在所
- ⑧施設関係者
- ⑨見守り隊関係者
- ⑩高齢者サロン関係者
- ⑪商工関係者
- ⑫ボランティア etc

2 定例会及び臨時会

定例会を年2回程度、臨時会は問題発生など緊急に対応が必要な場合に開催します。

3 役員

会長、副会長、書記・会計などを選任します。

4 規約

目的や組織、役員など必要な事項を規約に明記する。(規約のモデルは社協で準備します。)

5 活動内容

- ①地域の生活課題を把握し共有する。
- ②地域で対応可能なものは、「地域力」で解決する。



地域の生活課題は地域で把握し解決！

地域福祉協議会への助成金が変わりました！

～地域福祉協議会運営助成金の一部改正～

鹿屋市社会福祉協議会では、地域福祉協議会を設立した団体に初年度3万円の運営助成金を交付していましたが、継続的な活動行っていただくためには、引き続き一定の財政的支援が必要であることから、2年目以降についても助成ができるようになりました。

年度	助成額	
初年度	30,000円	
2年目以降	基本額①と人口割額②(対象地区の総人口)を合算した額※下表参照	
基本額①	人口割額②	
10,000円	100人未満	1,000円
	100人以上200人未満	2,000円
	200人以上500人未満	4,000円
	500人以上1,000人未満	6,000円
	1,000人以上2,000人未満	8,000円
	2,000人以上	10,000円

助成金申請にあたっては、①申請書②地域福祉協議会規約③地域福祉協議会会員名簿が必要となり、年度終了後に④実績報告書が必要になります。

なお、助成金は、地域福祉協議会の活動に必要な①会議費②消耗品費③備品代等の経費として使っていただき、領収書等を保管し、町内会等と別会計にすることが重要です。

詳細については、社協職員がお手伝いいたしますので、遠慮なくお申し出ください。



社会福祉法人鹿屋市社会福祉協議会 地域福祉課
TEL0994-44-2277(担当)高江・曾原

生活困窮者支援等のための地域づくり事業

【主な様式】

地域福祉協議会規約（モデル）

〇〇〇〇〇地域福祉協議会モデル規約

（名称及び目的）

第1条 この会は、〇〇〇〇〇地域福祉協議会（以下「協議会」という。）と称し、住民自らが連帯協力して、明るく温もりに満ちた住みよい地域づくりを推進することを目的とする。

（組 織）

第2条 協議会は、以下に掲げる会員をもって組織する。

- (1) 町内会長
- (2) 町内会役員
- (3) 民生委員児童委員及び主任児童委員
- (4) 高齢者クラブ代表
- (5) 子ども会・育成会代表
- (6) 在宅福祉アドバイザー
- (7) 健康づくり推進員
- (8) 食生活改善推進員
- (9) 母子保健推進員
- (10) 見守り隊代表
- (11) 高齢者サロン代表
- (12) 福祉施設関係者
- (13) 学校関係者
- (14) ボランティア
- (15) その他、会長が認めるもの

（会員の任期）

第3条 前条に定める会員の任期は2年とする。
2 補欠による会員の任期は、前任者の在任期間とする。
3 この協議会設置当初の会員の任期は、第1項の定めにかかわらず令和〇〇年〇月〇〇日までとする。

（役 員）

第4条 協議会に次の役員を置くものとする。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 書記・会計 1名
- 2 役員の職務は、次のとおりとする。
- (1) 会長は協議会を代表し、会務を総括する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代理する。
 - (3) 書記・会計は、会務記録を管理し、会計事務を処理する。

（役員を選任及び任期）

第5条 前条に定める役員は、会員の中から互選により選任するものとする。
2 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
3 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

（会 議）

第6条 会議は、第1条に定める目的を達成するため、年2回程度開催するものとする。なお、その他、必要に応じて臨時に会議を開催できるものとする。

- 2 会議は、会長が招集し、その議長となる。
3 会議では、次の事項を協議又は審議する。
- (1) 要援護者の福祉の向上に関すること
 - (2) 青少年の健全育成に関すること
 - (3) 保健衛生や生活環境に関すること
 - (4) 地域の連帯・協力の意識の向上に関すること
 - (5) ボランティアの活動の推進に関すること
 - (6) 規約の改廃に関すること
 - (7) 事業計画及び経費に関すること
 - (8) その他、目的達成に必要なこと

【考えられる協議内容(例)】

- ①ひきこもり対策
- ②ゴミ屋敷対策
- ③災害要援護者の支援
- ④介護予防活動
- ⑤見守り体制構築
- ⑥高齢者・子育てサロン活動
- ⑦子どもの貧困対策
- ⑧生活困窮者支援
- ⑨難病患者の支援
- ⑩虐待の防止
- ⑪老老介護の支援
- ⑫障がい者支援
- ⑬悪徳商法情報の共有
- ⑭移送支援
- ⑮有償ボランティアの導入
- ⑯その他

（経 費）

第7条 協議会の経費は、助成金、寄附金等をもって充てる。

（会計年度）

第8条 協議会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

（会員の守秘義務）

第9条 会議等において、知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。なお、会員を退いた後も同様とする。

（その他）

第10条 この規約に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、協議会において定める。

附 則

この規約は、令和〇年〇月〇〇日から施行する。

【事業内容】

重層的支援体制整備事業における支援の進捗状況等を把握し、必要に応じて既存の相談支援機関の専門職に助言を行うこと、また、単独の支援関係機関では対応が難しい複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行う等の取組を通じて、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるとともに、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援するため、市の福祉政策課に多機関協働調整機関を設置し、以下の業務を行う。

○重層的支援コーディネーターの配置

各相談支援機関との調整、重層的支援会議の開催及び支援プラン(案)の作成、支援会議による支援協議などを実施するため重層的支援コーディネーターを配置する。

○重層的支援会議による支援の実施

複合化・複雑化したケースやひきこもりなどこれまで明確な支援機関がなかった困難ケースについて、アセスメントを行い、支援の方向性を決め、支援プランを作成し、支援を行っていく。

(想定される構成メンバー)

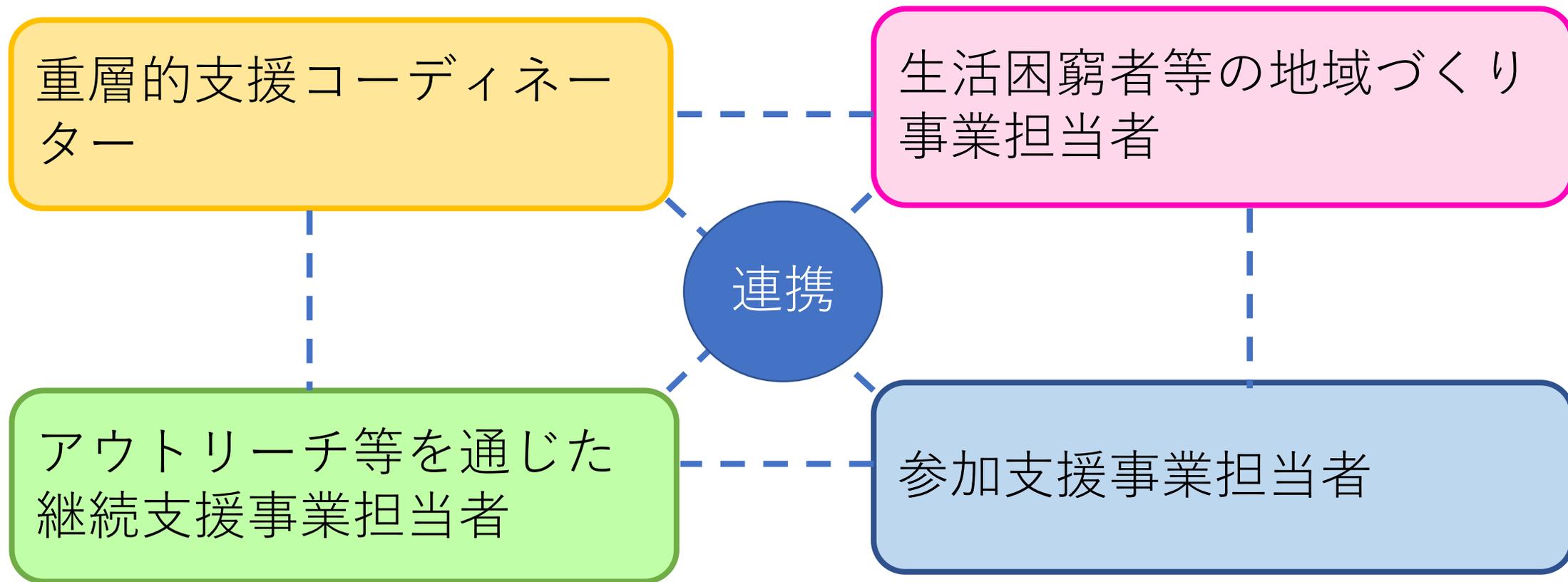
- ・ 鹿屋市社会福祉協議会
- ・ 鹿屋市地域包括支援センター
- ・ 肝属地区障がい者基幹相談支援センター
- ・ 鹿屋保健所
- ・ 大隅児童相談所
- ・ こども家庭センター
- ・ 各小中高等学校
- ・ 鹿屋市教育委員会
- ・ 各地区民生委員
- ・ 鹿屋警察署
- ・ その他の関係福祉団体、事業所等

○支援会議(社会福祉法第106条の6)による支援の実施

社会的孤立者や支援拒否者等、本人の同意が得られていない要支援者の支援につながる情報の共有や日常生活を営むための支援・見守り等の必要な体制の検討を行う。(構成メンバーは重層的支援会議に準ずる。)

○鹿屋市社会福祉協議会との連携

新たに社会的孤立者やこれまで支援の届かなかった方等への支援を実施する鹿屋市社会福祉協議会と、支援方法や支援の経過等を定期的に確認する。



【事業内容】

支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握する。また、潜在的なニーズを抱える人に関する情報を得たのち、当該本人と信頼関係に基づくつながりを形成するために、本人に対して時間をかけた丁寧な働きかけを行い、関係性をつくることを目指すため、鹿屋市社会福祉協議会を中心に以下の業務を行う。

1 地域や関係機関、各種会議へのアウトリーチを通じた対象者の早期発見等

- ・地域福祉協議会やサロン、見守り隊の例会等
- ・各分野の各種会議(青少年問題協議会、権利擁護実務者会、認知症疾患医療連携会議、要保護児童対策地域協議会、地域ケア個別会議、自立支援協議会、支援調整会議 等)
- ・民生委員児童委員協議会の地区例会への参加や個別の情報収集
- ・総合相談所での潜在的支援ニーズを抱える方の早期把握
- ・見守り提携業者(九州電力、LPガス協会等)との連携による対象者の早期把握

2 支援機関や他分野と連携した継続的支援等

- ・多機関協働事業や参加支援事業と連携した一体的な継続的支援
- ・地域包括支援センターや生活困窮者自立支援機関、障がい者基幹相談支援センター等の支援機関では対象とならない方への継続的支援
- ・建築住宅課や上下水道部などの福祉部局以外との連携
- ・居住に不安を抱えている方に対してのNPO法人等との連携した継続的支援
- ・生活困窮者等への支援を実施している社会福祉法人等との連絡会の開催

【事業概念図】

アウトリーチ等継続支援事業の対象者の考え方

他分野のアウトリーチ機能との協働

- 介護・障害・子育て・生活困窮分野で取り組まれている他のアウトリーチと協働・役割分担（※）をしつつ、重層的支援体制整備事業において取り組むアウトリーチは特定の分野を持たず、**すべての住民を対象とする**。

※ 役割分担の例

<アウトリーチ等事業が対応する場合>

- ・ 複雑化・複合化した課題を有し、特定の分野が単独でアプローチすることが困難な事例
- ・ これまで各分野の支援機関でも支援対象者として把握されていないなど、いずれの分野の相談支援機関が対応することが適切か判然としない場合
など

<既存の各分野の支援機関が対応する場合>

- ・ 本人の属性等や事前の情報収集により、本人が抱える支援ニーズがある程度把握されており、各分野の支援機関がアプローチすることが適当な場合
- ・ これまでに各分野の支援機関で支援対象となっていたことがあるなど、本人との信頼関係の構築に向けて、各分野の支援機関がアプローチする方が適当な場合



【事業概念図】

「アウトリーチ」の概念を広げてみる

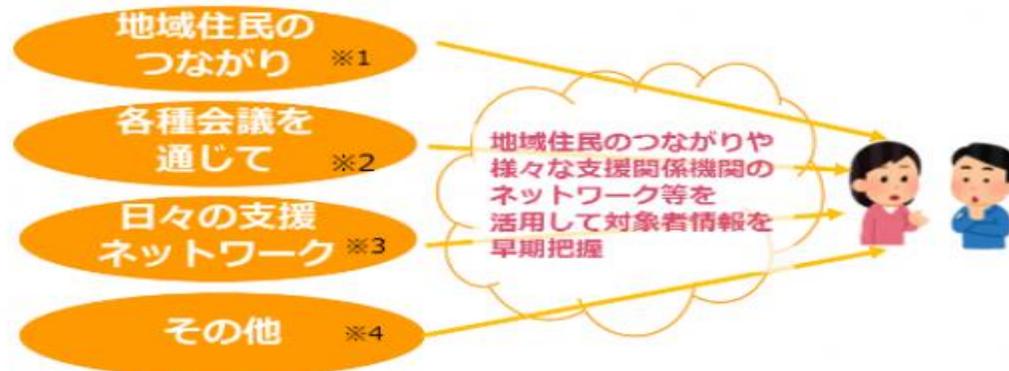
「アウトリーチ」というと、『ひきこもりの方などの自宅に訪問して相談支援を行うこと』だけと思っ
ていませんか？



潜在的な相談者（SOSと言いつらい人、自分
自身で抱えている課題に気づいていない人、相談
を忌避している人など）を、**発見し、つなが
るための機会全般**として捉えてみる

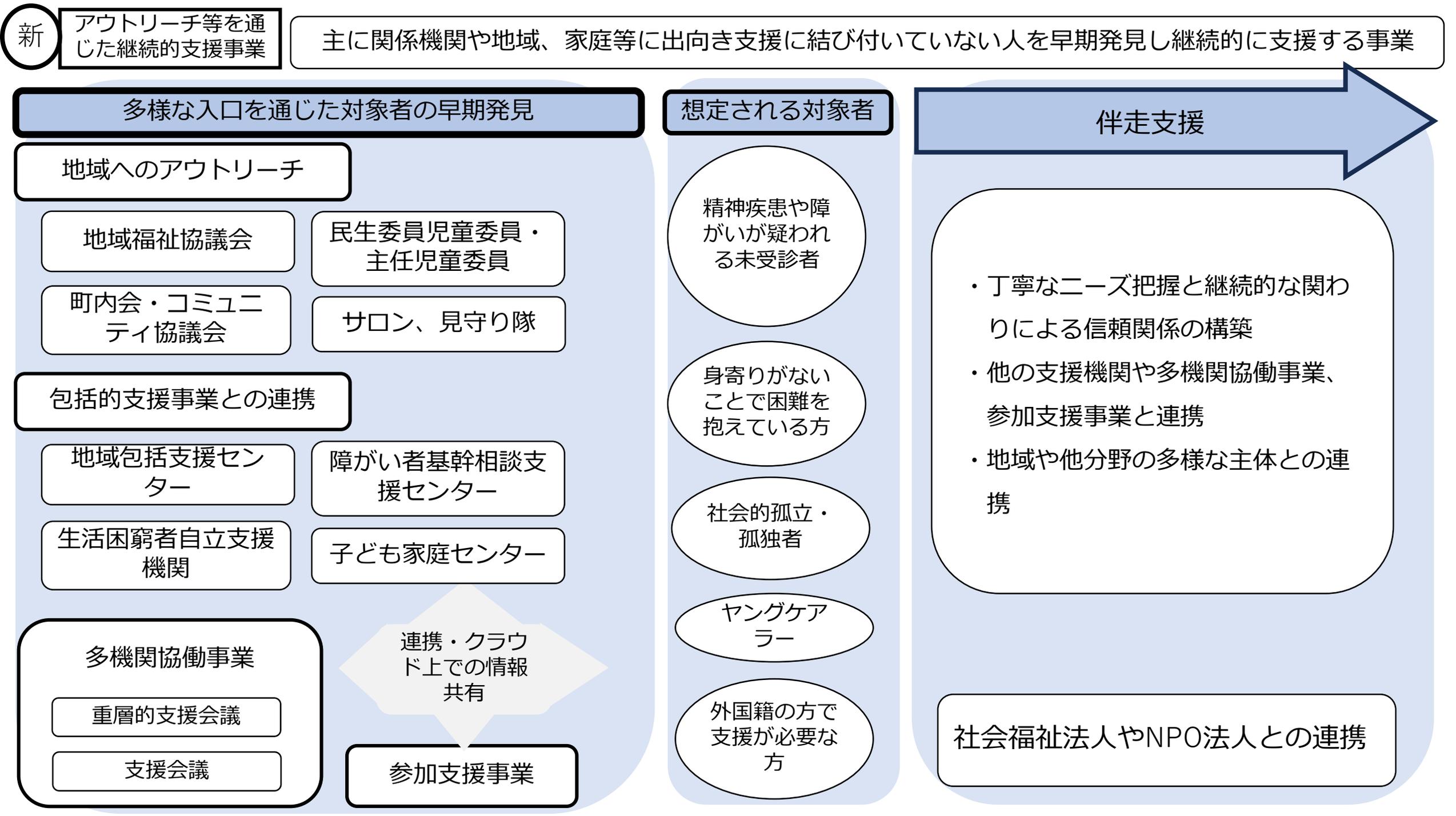
- ・ どのような入口が考えられるか把握する
（住民と接する場、住民の情報が集まっている場）
 - ・ 多様に存在する入口において、どのように発
見し、どう相談支援機関につなげられるか検
討する。
- （入口において様子が気づくための取組、困っていそ
うな情報がつながるための工夫など）

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業に
つながる入口は多様に存在



（例）

- ※1 通いの場や交流拠点での住民同士の対話
- ※2 各種会議（地域ケア個別会議、要保護児童対策協議会、自立支援協議会、
支援調整会議、支援会議等）の情報
- ※3 支援にあたり日頃連携している専門職、民生委員、福祉関係の事業所、
医療機関、保健所等からの情報提供、
福祉以外の分野（水道、電気、ガスなどのライフライン関係従事者、新
聞配達員、まちづくり関係職員等）からの情報提供
- ※4 全戸訪問、ICTを活用した安否確認、アンケート配布、SNSを活用した
相談受付等による情報収集



新

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

主に関係機関や地域、家庭等に出向き支援に結び付いていない人を早期発見し継続的に支援する事業

多様な入口を通じた対象者の早期発見

地域へのアウトリーチ

地域福祉協議会

民生委員児童委員・主任児童委員

町内会・コミュニティ協議会

サロン、見守り隊

包括的支援事業との連携

地域包括支援センター

障がい者基幹相談支援センター

生活困窮者自立支援機関

子ども家庭センター

多機関協働事業

- 重層的支援会議
- 支援会議

連携・クラウド上での情報共有

参加支援事業

想定される対象者

精神疾患や障がい疑われる未受診者

身寄りがないことで困難を抱えている方

社会的孤立・孤独者

ヤングケアラー

外国籍の方で支援が必要な方

伴走支援

- 丁寧なニーズ把握と継続的な関わりによる信頼関係の構築
- 他の支援機関や多機関協働事業、参加支援事業と連携
- 地域や他分野の多様な主体との連携

社会福祉法人やNPO法人との連携

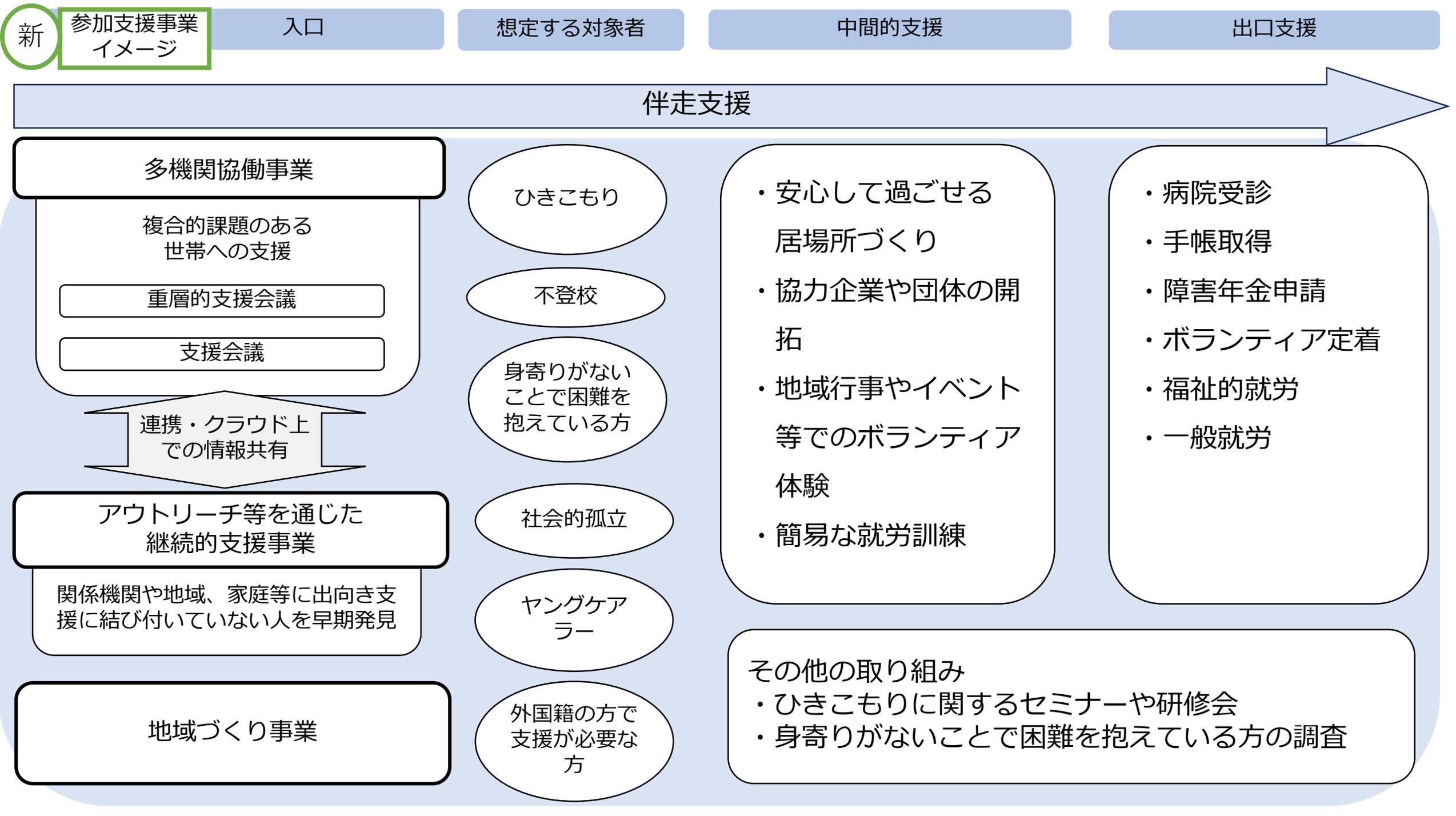
【事業内容】

既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人のため、本人やその世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行う。また、既存の社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人やその世帯の支援ニーズや状態に合った支援メニューをつくることを目的とし、さらに、マッチングした後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行うため、鹿屋市社会福祉協議会を中心に以下の業務を行う。

- ・ヤングケアラー本人や家族に対する継続的支援
- ・ひきこもりの方や家族にアプローチし、ニーズを丁寧に汲み取る等の継続的な支援
- ・ひきこもり支援を行う団体等と連携し、家族への支援や家族会の設立を支援する
- ・地域の社会福祉法人やNPO法人、民間事業所や有志と、ニーズに応じた社会参加の地域資源
開発

参加支援事業

- 虐待やDV等で居住に不安がある方に対し、支援に取り組む団体・個人等と一時的なシェルター機能等について協議する
- 一般的な社会参加ができていない方に対し、町内会や地域福祉協議会、コミュニティ協議会等と連携した地域での受入れメニューの開発・社会参加ができていない方への面談や継続的支援を通じた雇用等へのつなぎ
- 依存症等の疾患別の家族会や当事者の会、各種専門機関等と連携した社会参加支援
- 中間的就労やボランティア等への参加を通じて、社会とのつながりを段階的に回復する



新

参加支援事業
イメージ

入口

想定する対象者

中間的支援

出口支援

伴走支援

多機関協働事業

複合的課題のある
世帯への支援

重層的支援会議

支援会議

連携・クラウド上
での情報共有

アウトリーチ等を通じた
継続的支援事業

関係機関や地域、家庭等に出向き
支援に結び付いていない人を早期発見

地域づくり事業

ひきこもり

不登校

身寄りがない
ことで困難を
抱えている方

社会的孤立

ヤングケア
ラー

外国籍の方で
支援が必要な
方

- ・安心して過ごせる居場所づくり
- ・協力企業や団体の開拓
- ・地域行事やイベント等でのボランティア体験
- ・簡易な就労訓練

その他の取り組み

- ・ひきこもりに関するセミナーや研修会
- ・身寄りがないことで困難を抱えている方の調査

- ・病院受診
- ・手帳取得
- ・障害年金申請
- ・ボランティア定着
- ・福祉的就労
- ・一般就労

【参考資料】

モデル事業・移行準備事業の取組実績

①モデル事業（平成30年度～令和2年度）

（地域力強化推進事業、多機関の協働による包括的支援体制構築事業）

国のモデル事業を活用し、鹿屋市社会福祉協議会を中心に、住民に身近な圏域において、自ら地域生活課題を把握し、解決できる場の推進事業（我が事、丸ごと地域づくり推進事業）に取り組んできました。

具体的な取組みとして、町内会区域に住民自ら地域課題について協議できる場である「地域福祉協議会」の設立支援、住民自身が地域の課題を共有し解決を図るための「支えあいマップづくり」の作成支援、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように地域の中で取り組まれている見守り活動について継続的に活動されるよう支援する「ふれあいネットワークづくり事業」などを行ってきました。さらに、地域の「買い物支援事業」として、平成27年度から取り組んでいる「生活支援型ドライブサロン」の実施に加え、新たに市内外の名所観光や買い物等を行う「生きがいづくり型ドライブサロン」を開始しました。

また、令和元年度からは地域における複合化・複雑化した生活課題を包括的に受けとめるための相談体制を図るため「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」に取り組む、複合的課題を抱える相談者の支援や相談支援包括化推進会議を実施しました。

【モデル事業における取組実績】

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域福祉協議会の設置数(地区)	-(4)	7	3
支えあいマップづくり(地域)	4	3	3
ふれあいネットワークづくり事業			
高齢者サロン新規設立支援(個所)	27	5	12
高齢者サロン支援の参加支援(回数)	177	90	174
子育てサロンへの参加支援(回数)	60	25	6
生活支援型ドライブサロン実施(地区)	6	6	6
生きがいづくり型ドライブサロンの実施(地区)	1	2	1
複合的課題を抱える相談者(件数)	—	65	55
相談支援包括化推進会議の開催(回数)	—	7	12

※ () は地域福祉協議会の設立協議を実施した地区数

②重層的支援体制整備事業に係る移行準備事業(令和3年度～5年度)

国の移行準備事業に係る交付金を活用し、鹿屋市社会福祉協議会を中心に、これまでのモデル事業で実施した取組みを継承しながら、令和5年度から買い物困難地域の住民たちが自ら買い物問題に取り組む事業(ドライブサロンプラス)の開始を支援する取組等を行いました。

また、各支援機関の役割分担や支援の方向性を整理しながら、**重層的支援会議**を開催し**支援プラン**を作成し、複合化・複雑化した課題を抱える世帯の支援を行いました。

【移行準備事業における新たな取組実績】

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ドライブサロンプラス事業の実施(地区)	—	—	3
複合的課題を抱える相談者(件数)	60	65	60
重層的支援会議の開催(回数)	11	12	12
支援プランの作成(件数)	12	12	12